

宮古市環境基本計画
(令和7年度～令和12年度)
(案)

岩手県宮古市

宮古市気候非常事態宣言

世界各地で、気候変動による猛暑、集中豪雨や超大型台風等の異常気象が頻繁に発生しています。本市においても、平成28年の台風第10号、令和元年東日本台風などにより甚大な被害を受けました。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、気候変動をもたらす要因として、1750年以降の大気中の二酸化炭素濃度の増加をあげており、気候システムに対する人間の影響は明瞭であると報告しています。

また、温室効果ガスの継続的な排出が、更なる温暖化と気候システム全ての要素の変化をもたらすことを警告し、温室効果ガス削減の必要性を示しています。

本市は、「『森・川・海』とひとが調和し共生する安らぎのまち」を将来像に掲げています。私たちの生活は自然とともにあり、地球温暖化による気候変動は大きな脅威となっています。

このことから、この豊かで美しい「森・川・海」を次世代に引き継いでいくため、ここに「宮古市気候非常事態」を宣言します。

- 1 地球温暖化に起因する気候変動の危機的状況について、市民と広く情報を共有します。
- 2 再生可能エネルギーの活用を推進し、2050年までに地域エネルギー供給率100パーセントを目指すとともに、脱炭素社会の実現に取り組みます。
- 3 リフューズ（ごみの発生回避）、リデュース（ごみの排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の4R運動を推進します。

令和2年10月9日

宮古市長 山本正徳

目 次

第 1 章 計画策定の目的・背景	
1. 計画策定の目的	1
2. 計画策定の背景	4
3. 計画の対象範囲と計画期間	7
第 2 章 市の概況	
1. 位置・地勢	8
2. 人口	9
3. 就業状況	10
4. 土地利用	11
第 3 章 現況と課題	
1. 自然環境	12
2. 地球温暖化	14
3. ごみ（一般廃棄物）	19
4. 生活環境	22
5. 課題の整理	28
第 4 章 環境の将来像と基本方針	
1. 環境の将来像	30
2. 基本方針	31
第 5 章 施策体系	
1. 施策体系	32
2. 重点施策	33
3. 基本施策と具体施策	34
第 6 章 計画の進行管理	
1. 推進体制	47
2. 進行管理	48
付 属 資 料	
1. 策定経過	50
2. 宮古市環境の保全及び創造に関する条例	51
3. 宮古市環境審議会委員名簿	54

第1章 計画策定の目的・背景

1. 計画策定の目的

(1) 目的

本市は、恵み豊かな三陸の海と緑豊かな北上高地に挟まれ、昔からこの地域の自然の恵みを生かし守りながら、沿岸では漁業が、内陸部では農林業が営まれてきました。現在でも森、川、海の豊かな自然、美しい景観に恵まれており、人々の結びつきの強い地域社会を形成しています。

しかし、人口減少や少子高齢化の急速な進行など、我々を取り巻く社会経済情勢は大きな変化に直面しています。また、地球温暖化等の影響による平均気温や海水温の上昇、気象災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んでいる中、環境保全の取り組みを推進するため、変化に対応していく必要があります。

宮古市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、「宮古市環境の保全及び創造に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、2008（平成20）年3月に策定しました。その後、2度の改定を行っています。

今回、本市の環境をめぐる社会経済情勢の変化を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな計画を策定します。

(2) 位置付け

本計画は、環境基本法や国・県の環境基本計画等と整合を図るとともに、宮古市総合計画（以下「総合計画」という。）や市の各分野の計画と環境分野での連携を図ります。

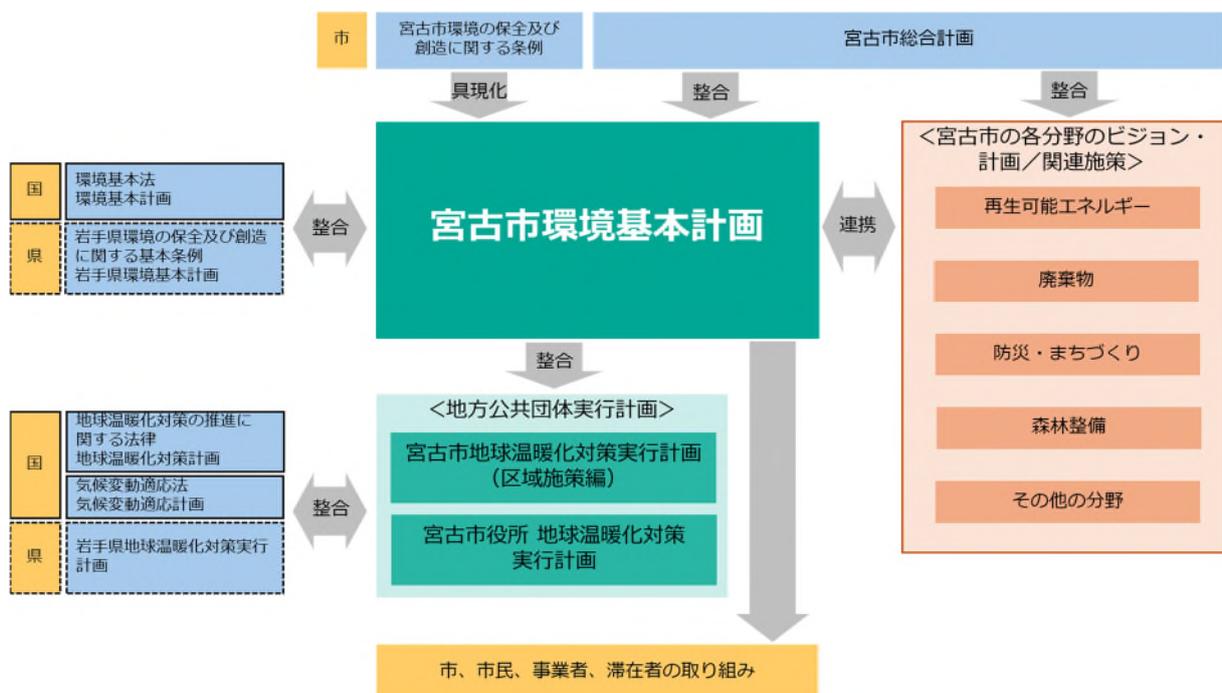


図 1-1 本計画の位置付け

(3) 基本理念

条例第3条で、基本理念を以下のとおり定めています。

「宮古市環境の保全及び創造に関する条例」の基本理念(第3条)
<p>●将来の世代への継承 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。</p> <p>●人と自然の共生 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生していくことを目的として適切に行われなければならない。</p> <p>●主体的かつ積極的な参加 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、全ての者が公平な役割分担の下に参加し、主体的かつ積極的に行われなければならない。</p> <p>●地球全体を意識した取り組み 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることを認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。</p>

(4) 市、市民、事業者、滞在者の責務

条例第4条から第7条で、市、市民、事業者、滞在者の責務を以下のとおり定めています。

市の責務(第4条)
市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。
市民の責務(第5条)
1 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量等、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。 2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。
事業者の責務(第6条)
1 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として物の製造、加工又は販売を行わなければならない。 (1) 製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めること。 (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に有効な原材料、役務等を利用するように努めること。 (3) 製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるようにすること。 3 事業者は、基本理念にのっとりその事業活動に関し、環境への負荷の低減、その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。
滞在者の責務(第7条)
滞在者は、環境の保全上の支障を防止するため、市の区域における活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2. 計画策定の背景

(1) 世界的な動向

① SDGs

2015（平成 27）年に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、国際社会全体で持続可能でよりよい世界を目指すために SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。環境・社会・経済における問題を統合的に解決する考え方が示され、国際社会全体で将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

SDGs の目標はそれぞれ関連しており、一つの課題解決の行動によって複数の課題解決を目指すことも可能です。環境だけでなく経済、社会とのつながりを考え、ともに解決していくことが大切になります。この環境・経済・社会の3つの側面について、バランスがとれ、統合された形で解決するという考え方は、国の環境基本計画の目指すべき方向性と基本的に同様であると言えます。

本計画では、各施策の中に関連する SDGs のゴールを表示しています。

表 1-1 SDGs の「世界を変えるための 17 の目標」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS					
1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
目標 1. 貧困をなくそう	目標 10. 人や国の不平等をなくそう				
目標 2. 飢餓をゼロに	目標 11. 住み続けられるまちづくりを				
目標 3. すべてのの人に健康と福祉を	目標 12. つくる責任つかう責任				
目標 4. 質の高い教育をみんなに	目標 13. 気候変動に具体的な対策を				
目標 5. ジェンダー平等を実現しよう	目標 14. 海の豊かさを守ろう				
目標 6. 安全な水とトイレを世界中に	目標 15. 陸の豊かさも守ろう				
目標 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標 16. 平和と公正をすべての人に				
目標 8. 働きがいも経済成長も	目標 17. パートナーシップで目標を達成しよう				
目標 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう					

② パリ協定

2016（平成 28）年 11 月に発効したパリ協定では、「気温上昇を産業革命前から 2℃未満、できれば 1.5℃未満に抑えること」や「今世紀後半には、人為的な温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスをとること」が掲げられました。

③ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC¹⁾

2023（令和 5）年に IPCC が公表した「第 6 次評価報告書」では、「地球温暖化*が人為的な影響によるものであることには疑う余地がない」とされ、気候変動に対する緩和策と適応策の加速が改めて呼びかけられています。

（2）日本国内の動向

① 2050 年カーボンニュートラル

国は、パリ協定の採択を受け、2016（平成 28）年に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2020（令和 2）年に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。

その実現に向けて、2021（令和 3）年の「地球温暖化対策計画」改定においては、温室効果ガスを 2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で 46%削減することを目標に掲げ、さらに 50%の高みを目指すことが表明されました。

② 第六次環境基本計画

国は、2024（令和 6）年 5 月に「第六次環境基本計画」を閣議決定しました。人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり、その結果、私たちは気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの世界的危機に直面しています。環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民 1 人 1 人の『ウェルビーイング²⁾／高い生活の質』」を実現するため、ネット・ゼロ³⁾、循環経済（サーキュラーエコノミー⁴⁾）、ネイチャーポジティブ⁵⁾等の施策を統合的に実施することで、相乗効果による構造的な課題解決を図るという方向性を打ち出しています。

（3）岩手県の動向

県は、2021（令和 3）年 3 月策定の「岩手県環境基本計画」で、目指す将来像として「多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて」を掲げました。環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策と環境分野別施策を設定し、「気候変動対策」、「循環型地域社会の形成」、「生物多様性の保全・自然との共生」、「環境リスクの管理」、「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」の 5 つの施策分野を掲げて取り組んでいます。

2023（令和 5）年には「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画」を改訂し、2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で温室効果ガス排出量 57%削減を目標に、取り組みを推進しています。

1) 気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供する政府間組織

2) 身体的・精神的・社会的に良好な状態であること

3) 温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引き「正味ゼロ」にすること

4) 持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する経済社会システム

5) 日本語訳で「自然再興」といい、自然生態系の損失を食い止め、回復させること

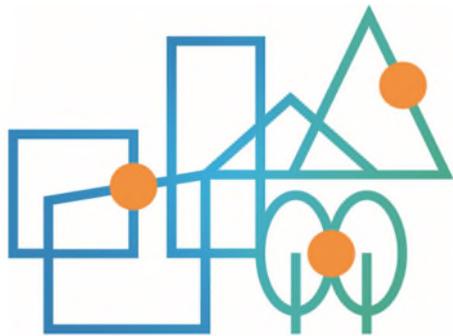
(4) 本市のこれまでの取り組み

本市では、2020（令和2）年10月9日に「宮古市気候非常事態宣言」を行いました。併せて、同年11月11日に2050（令和32）年までに二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ¹⁾」を表明しました。

2022（令和4）年11月には環境省の脱炭素先行地域に選定され、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入拡大により、2050（令和32）年までにCO₂の排出量実質ゼロを目指し取り組んでいます。加えて、2023（令和5）年度には、環境省「重点対策加速化事業」の採択を受け、市全域で「広域合併したまちの脱炭素地域づくり」を進めています。

また、2024（令和6）年3月に「宮古市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）を策定しました。市域のCO₂排出量を、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で50%削減することを目標に、市民・事業者・市のそれぞれが率先して地球温暖化対策の取り組みを推進することとしています。

さらに、2024（令和6）年6月には、三陸復興国立公園の宮古市エリアが環境省の「ゼロカーボンパーク」に登録されました。電気バスや再生可能エネルギーの活用等の取り組みを進めることで、国立公園内の脱炭素化を目指しています。



脱炭素先行地域
岩手県宮古市



岩手県宮古市

1) 2050年に温室効果ガスの排出量又はCO₂を実質ゼロにすることを旨を首長自ら又は地方自治体として宣言し、公表した地方自治体

3. 計画の対象範囲と計画期間

(1) 計画の対象範囲

本計画の対象は、以下の表の範囲とします。

対象分野	対象範囲
自然環境	生態系・生物多様性、野生動植物 など
地球温暖化	再生可能エネルギー、省エネルギー、気候変動への適応 など
資源循環	ごみの発生抑制、資源の有効利用、リサイクル、ごみの適正処理 など
生活環境	公害防止、景観、自然とのふれあいの場 など

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までの6年間とします。

「区域施策編」及び「総合計画」との整合を図るとともに、宮古市環境審議会の提言・答申を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画の目標年次 2030（令和12）年度

	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
総合計画 (後期)	2025（令和7）年度から2029（令和11）年度まで（5年間）					
地球温暖化 対策実行計画 (区域施策編)	2024（令和6）年度から2030（令和12）年度まで（7年間）					
環境基本計画	2025（令和7）年度から2030（令和12）年度まで（6年間）					
	必要に応じて見直し					

図 1-2 本計画の計画期間

第2章 市の概況

1. 位置・地勢

本市は岩手県の沿岸中部に位置し、北部は岩泉町、南部は遠野市、山田町、大槌町、西部は盛岡市、花巻市に隣接しています。

また、閉伊川が市の中央を西から東に流れ、三陸復興国立公園や早池峰国立公園を代表とする森・川・海の豊かな自然環境を有しています。

本市の総面積は1,259.18km²で、岩手県内の市町村で最大であり、県総面積の8.2%を占めています。また、総面積の91.6%を森林が占め、県内で最大の森林面積を有しています。

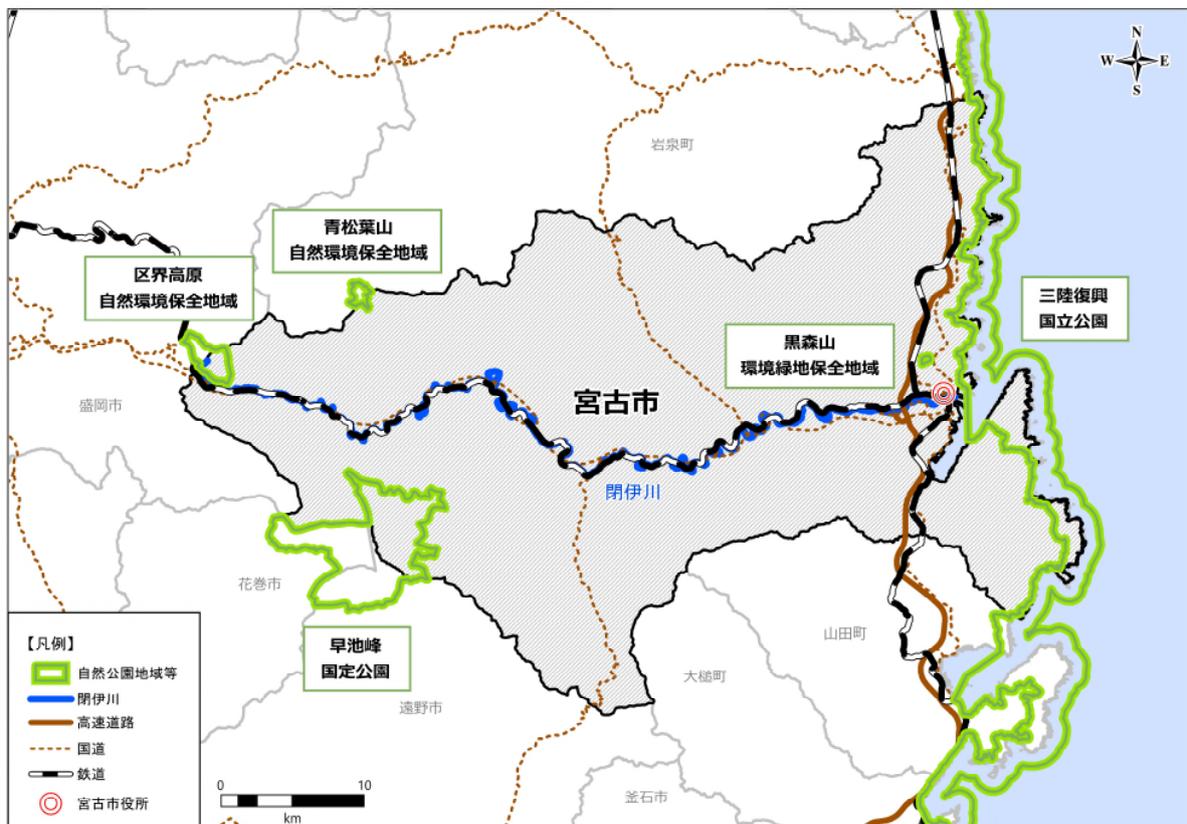


図 2-1 本市の位置及び地勢の概要

2. 人口

本市の人口は、1960（昭和 35）年度の 81,093 人をピークに減少傾向となり、2020（令和 2）年度には、ピーク時から 30,724 人減の 50,369 人となっています。世帯数は、ほぼ横ばいの傾向です。

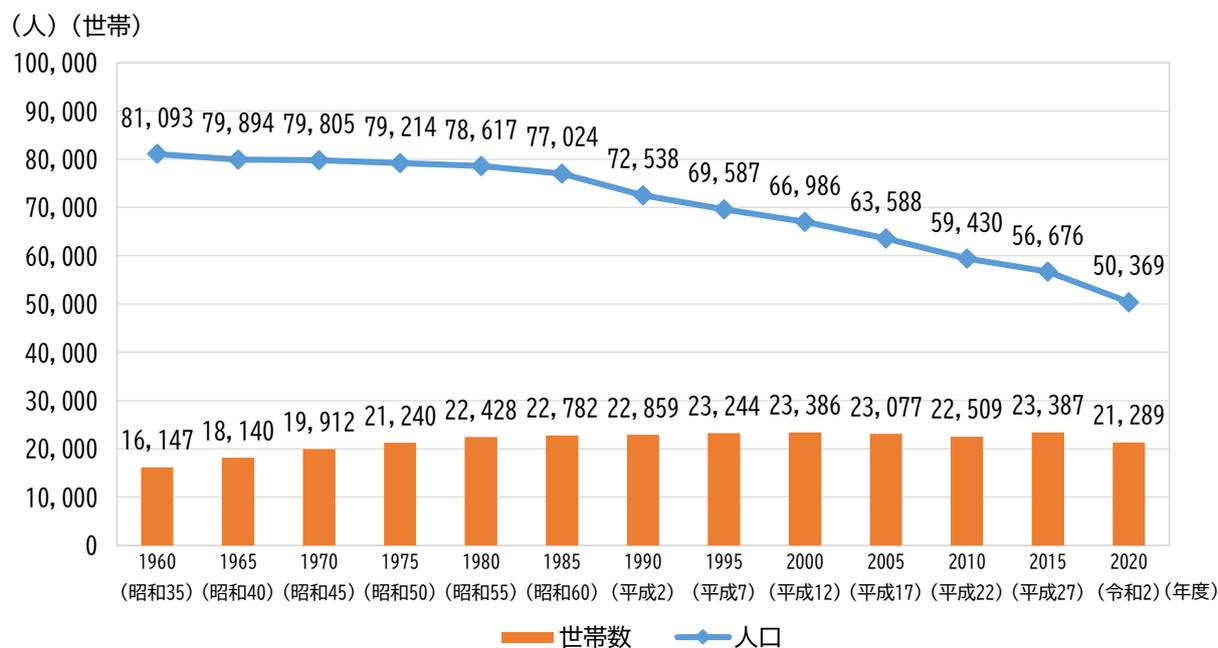


図 2-2 人口と世帯数の推移

出典：国勢調査（総務省）

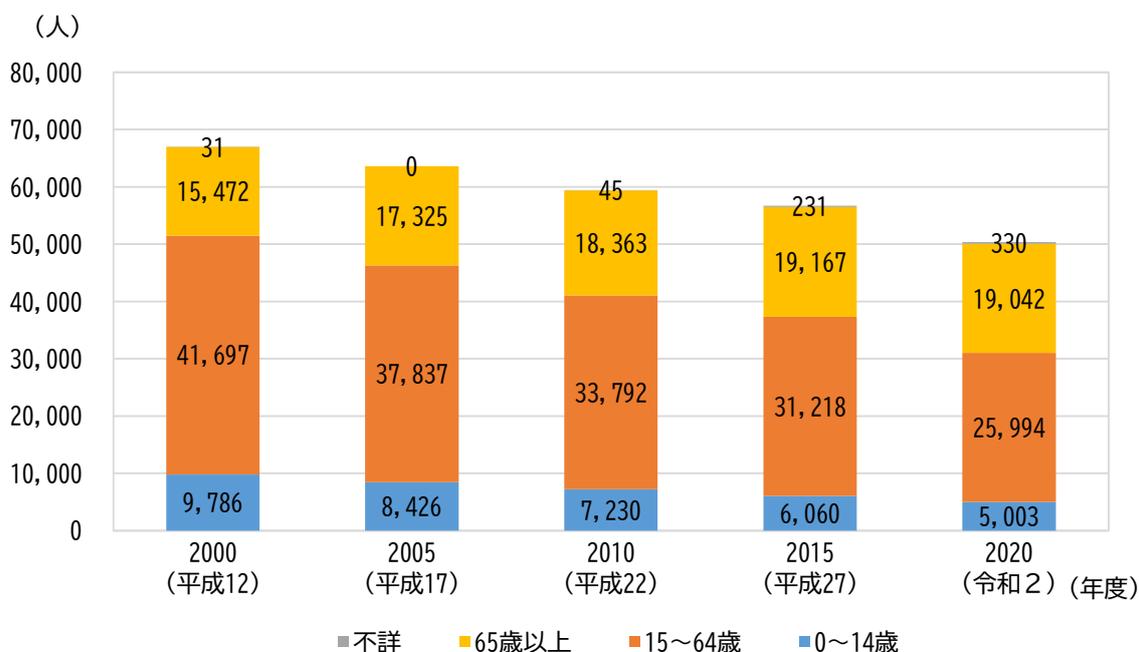


図 2-3 年齢別人口分布

出典：国勢調査（総務省）

3. 就業状況

本市の産業別就業人口は1995（平成7）年度以降、減少傾向にあります。産業別就業者比率は、第1次産業と第2次産業で減少傾向、第3次産業で増加傾向となっています。

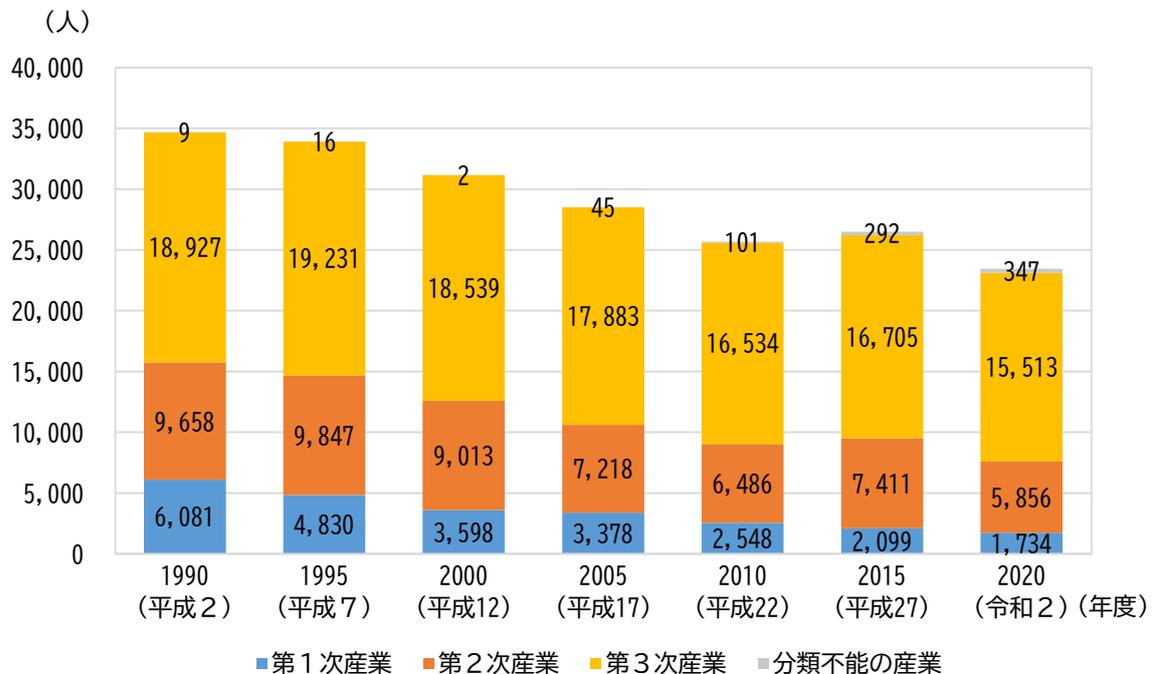
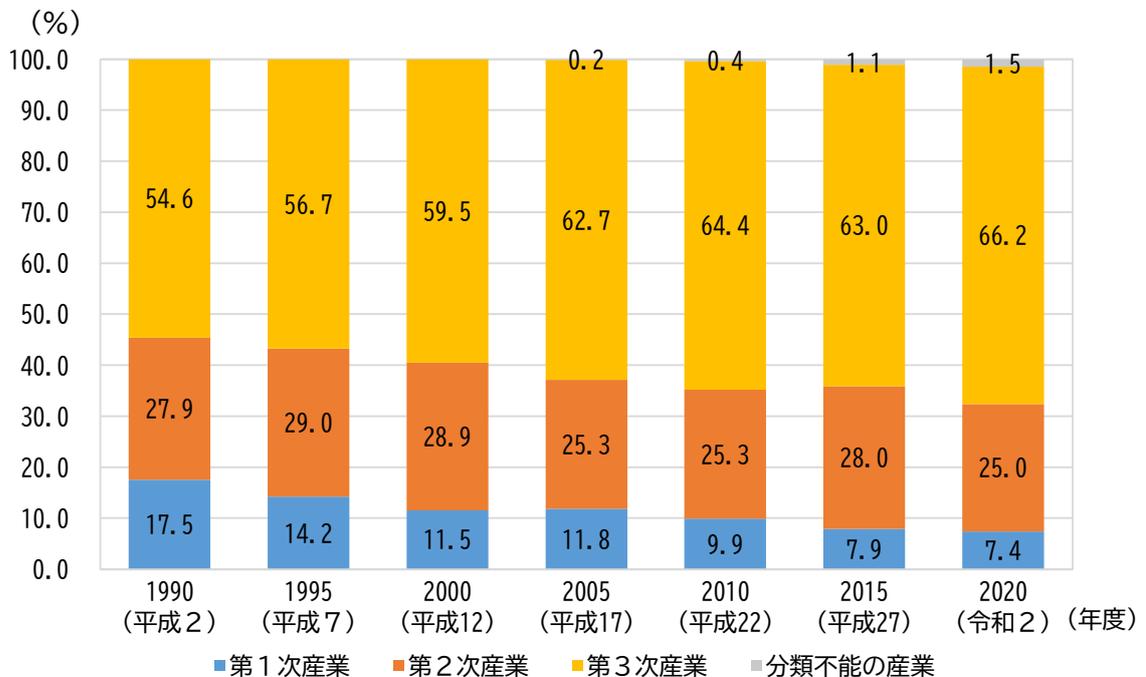


図 2-4 本市の産業別就業人口

出典：国勢調査（総務省）



※小数第二位以下を四捨五入しており、各産業の和が100.0%にならない場合があります。

図 2-5 本市の産業別就業者比率

出典：国勢調査（総務省）

4. 土地利用

本市の総面積 1,259.18km²のうち、森林が 91.6%と最も高い割合を占めています。田は 0.6%、畑は 1.0%、宅地は 1.0%、その他（道路、河川、鉄道等）は 5.8%となっています。

用途	面積	割合
森林	1,153.76km ²	91.6%
田	7.53km ²	0.6%
畑	12.30km ²	1.0%
宅地	12.05km ²	1.0%
その他	73.54km ²	5.8%
総面積	1,259.18km ²	100.0%

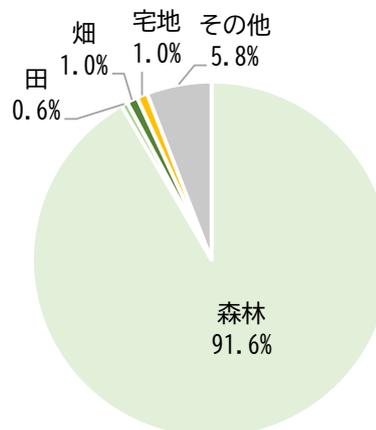


図2-6 本市の土地利用状況

出典：岩手県林業の指標（岩手県 2021 年度）、作物統計調査（農林水産省 2022 年度）、全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省 2023 年度）

第3章 現況と課題

1. 自然環境

本市の一部は三陸復興国立公園及び早池峰国立公園に指定され、三陸ジオパーク¹⁾にも認定されています。海岸沿いには断層海岸²⁾や海食崖³⁾のほか、国の天然記念物に指定されている潮吹穴などがあり、閉伊川沿いには峡谷や溪谷などが見られます。

また、撰待川、田代川、津軽石川など数多くの清流を抱え、豊かな生態系や水環境を有しています。加えて、黒森山環境緑地保全地域⁴⁾、区界高原自然環境保全地域⁵⁾や青松葉山自然環境保全地域なども優れた景観資源となっています。

このほかにも、真崎海岸海水浴場、女遊戸海水浴場、浄土ヶ浜海水浴場は快水浴場百選⁶⁾に選定され、特に浄土ヶ浜は日本の渚百選⁷⁾、かおり風景百選⁸⁾にも選定されています。

(1) 植生

重茂半島には、自然植生としてスズカケブナ群落やアカマツ群落、代償植生⁹⁾のクリーミズナラ群落やコナラ群落が残っており、アカマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林が行われています。また、海岸部にはコハマギク群落が分布しています。

市街地周辺部には、水田雑草群落とコナラ群落が分布しています。

田老地域には、海岸部にコハマギク群落、アカマツ群落が分布し、山地部にコナラ群落、アカマツ植林が分布しています。

新里地域には、クリーミズナラ群落、コナラ群落が分布し、カラマツ植林などが行われています。

川井地域には、カラマツ植林やコナラ群落、クリーミズナラ群落が分布しています。

本市では、特定植物群落として16箇所が選定されています。特定植物群落とは、植物群落の中で規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり放置すれば存続が危ぶまれるものなどの種類やその生育地、生育状況等を把握し、保護対策を検討する目的から、環境省が都道府県別に選定しているものです。

なお、白浜のエゾオグルマ、太田の浜のエゾオグルマは、東日本大震災後の復興工事の影響により、現在は確認できなくなっています。

表 3-1 本市の特定植物群落

・ 早池峰山の高山植物	・ 磯鶏のヤブツバキ林（2箇所）
・ 早池峰山の針葉樹林	・ 鮎ヶ崎のアカマツ林
・ 早池峰山のヒノキアスナロ林	・ 鮎ヶ崎のイヌシデ林
・ 薬師岳のアオモリトドマツ林	・ 十二神のブナ林
・ 青松葉山のアオモリトドマツ林	・ 一ツ石の中間湿原
・ アイオン沢のアカエゾマツ林	・ 白浜のエゾオグルマ
・ 閉伊川のケヤキ林	・ 太田の浜のエゾオグルマ
・ 黒森山のモミ林	

出典：特定植物群落調査（第5回・平成12年）（環境省）より作成

(2) 動物

重茂半島や閉伊川、津軽石川の河川沿いをはじめ、沿岸から山地にかけて、様々な動物の生息が確認されています。

岩手県内で絶滅の危機に瀕している種（絶滅危惧1類）は以下のとおりです。

表 3-2 岩手県内で絶滅の危機に瀕している種

項目	確認種
哺乳類	ホンドザル、ヤマコウモリ、コヤマコウモリ、モリアブラコウモリ、チチブコウモリ、クロホオヒゲコウモリ
鳥類	アホウドリ、クロコシジロウミツバメ、コウノトリ、チシマウガラス、サンカノゴイ、オオヨシゴイ、ミゾゴイ、シマクイナ、ウミスズメ、オジロワシ、オオワシ、イヌワシ、クマタカ、クマゲラ、ハヤブサ、チゴモズ、アカモズ、オオセッカ
淡水魚類	カワヤツメ河川型、ゼニタナゴ、シナイモツゴ、ホトケドジョウ、太平洋系降海型イトヨ、太平洋系陸封型イトヨ
昆虫類	コバネアオイトトンボ、カトリヤンマ、モリトンボ、オオキトンボ、カワラハンミョウ、イワテセダカオサムシ、オオアオグロヒラタゴミムシ、マルコガタノゲンゴロウ、ハマベオオハネカクシ、ツヤケシマグソコガネ、ヒメコマグソコガネ、セマルオオマグソコガネ、ダイコクコガネ、オオトラカミキリ、アカガネネクイハムシ、オオヨモギハムシ、ハヤチネトガリヤマゾウムシ、チャマダラセセリ、ホシチャバネセセリ、キマダラルリツバメ、ゴマシジミ、オオウラギンヒョウモン、フタスジチョウ、クロヒカゲモドキ、ミツモンケンモン、ノシメコヤガ、オガサワラヒゲヨトウ

出典：レッドリスト（2024年度版）について（岩手県環境生活部自然保護課）

- 1) 青森県八戸市から岩手県沿岸を縦断し宮城県気仙沼市まで、南北約 220 km、東西約 80 km という広大なジオパーク
- 2) 断層崖（断層によって相対的に高くなった部分と低くなった部分との間の急崖）からなる海岸
- 3) 波の浸食作用によってできた海岸の崖
- 4) 自然環境保全地域以外の区域で、自然環境を保全するために必要な地域として岩手県が指定するもの
- 5) 自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物多様性の確保のために指定された地域
- 6) 平成 8 年に「海の日」が国民の祝日として制定されたことを記念して、「日本の渚中央委員会」が海や海浜の大切さを広く知らせるため選定したもの
- 7) 環境省が選定した、「美しい」、「清らか」、「安らげる」、「優しい」、「豊か」という評価軸に基づく全国 100 か所の海水浴場
- 8) 豊かなかおりとその源となる自然や文化・生活を一体として将来に残し伝えていくために環境省が選定した、特に優れた 100 地点のかおり風景
- 9) 本来その土地に生育していた自然植生（原生林など）が人間活動の影響によって置き換えられたもの

2. 地球温暖化

地球温暖化とは、大気中にあるCO₂やメタン、フロンなどの温室効果ガスが増えすぎ、宇宙に逃げようとしていた熱が地表に溜まり気温が上昇することです。

IPCCが公表した「第6次評価報告書」では、世界の平均気温は工業化以前に比べてすでに1.1℃上昇しており、短期のうちに1.5℃に到達する見込みであることが示されました。

また、2023（令和5）年の世界及び日本の平均気温は観測史上最も高くなりました。

さらに、「令和6年版環境・循環型社会・生物多様性白書」によると、2023（令和5）年の梅雨期の大雨における線状降水帯の増加や、同年7月下旬から8月上旬にかけての記録的な高温は、地球温暖化によるものであると報告されています。

（1）気候変動

人間活動によって生じる温室効果ガスは地球温暖化を進行させ、気候変動の要因となります。気候変動の影響は地球規模での平均気温の上昇や海水面の上昇、大雨の頻度や強度の増加、大気中のCO₂濃度増加による海洋酸性化¹⁾など、さまざまところに現れています。

また、海面水温の極端な高温が続く海洋熱波²⁾は、海洋生態系に大きな影響を与える可能性があるほか、夏の危険な暑さの要因となっています。

本市においても平均気温は右肩上がりの傾向となっており、2023（令和5）年の平均気温12.8℃は、1903（明治36）年以降最も高い値を示しています。

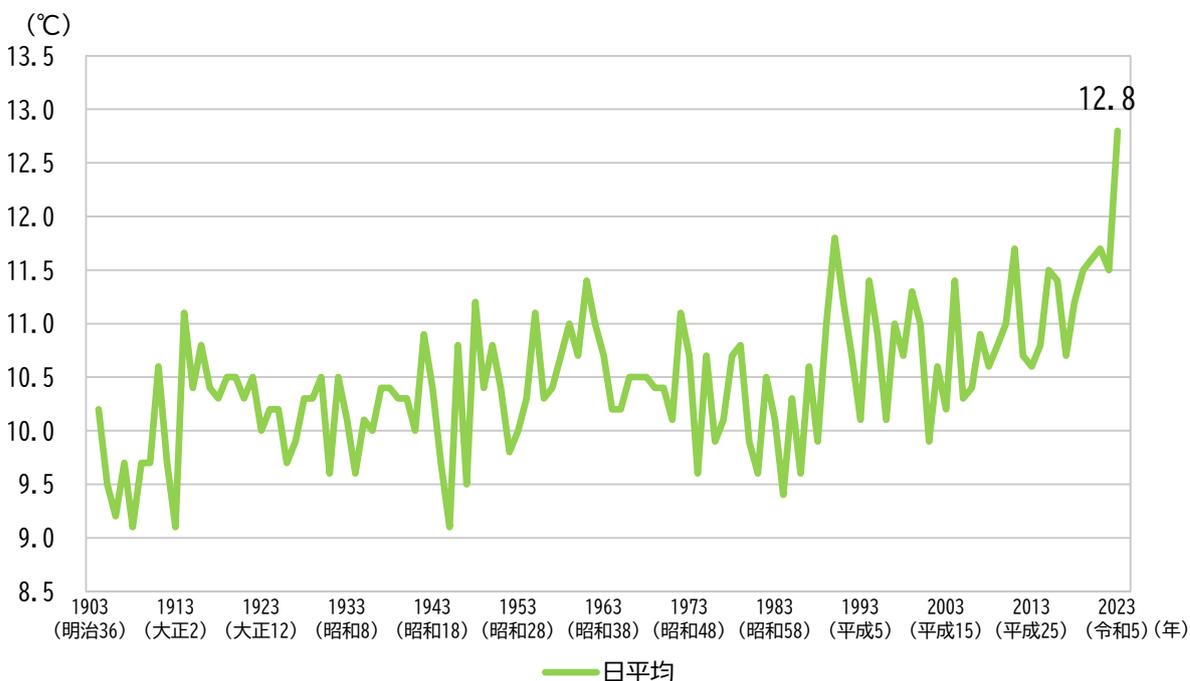


図3-1 本市の年間平均気温の変化

出典：気象庁統計資料（宮古）より作成

1) 大気中に放出された二酸化炭素を海洋が吸収していることにより引き起される現象
 2) 水温が過去数十年と比較して顕著に高い状態が数日以上持続する現象

今後も気候変動の影響による海水温及び海面の上昇や海洋生態系の損失等が予測されており、国が2023（令和5）年に閣議決定した「気候変動適応計画」では、世界全体の漁獲可能性が減少し、4℃上昇シナリオ（RCP8.5）¹⁾の場合、21世紀末の漁獲可能性は、21世紀初めと比較して約2割減少するとの予測もあるとしています。

本市においても、近年のサケやサンマの不漁は、地球温暖化による海水温の上昇が原因の一つであると考えられます。

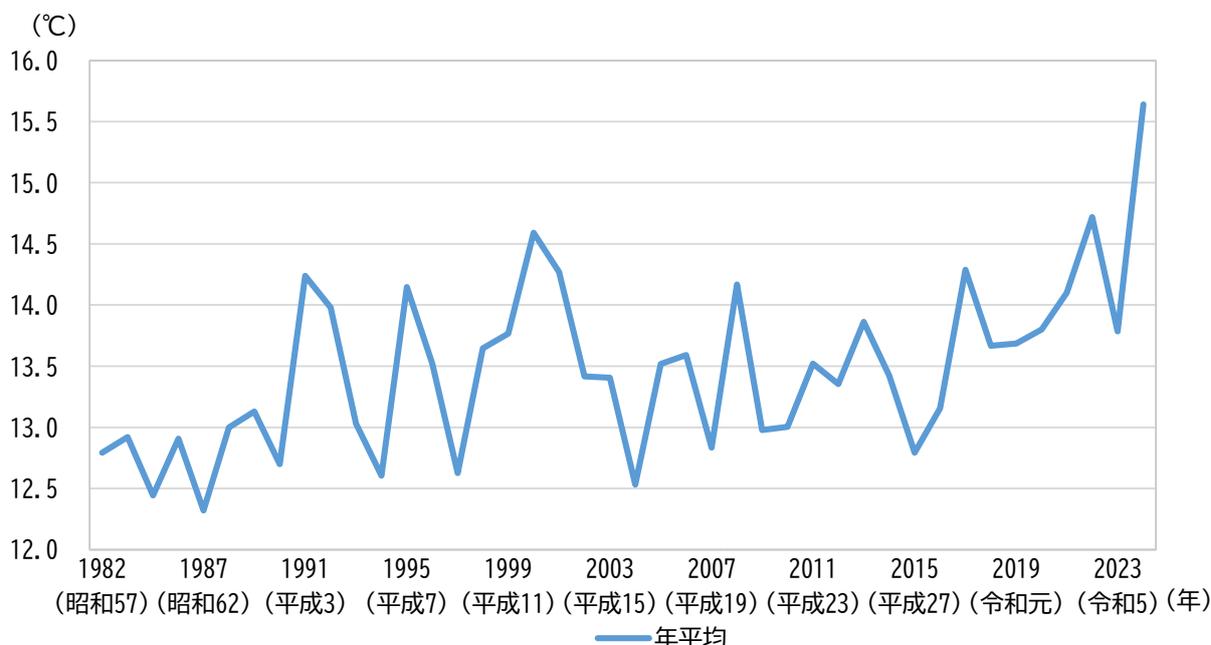


図 3-2 岩手県沿岸北部の海水温年平均

出典：気象庁統計資料（東北沿岸域の海面水温情報（データ一覧））より作成

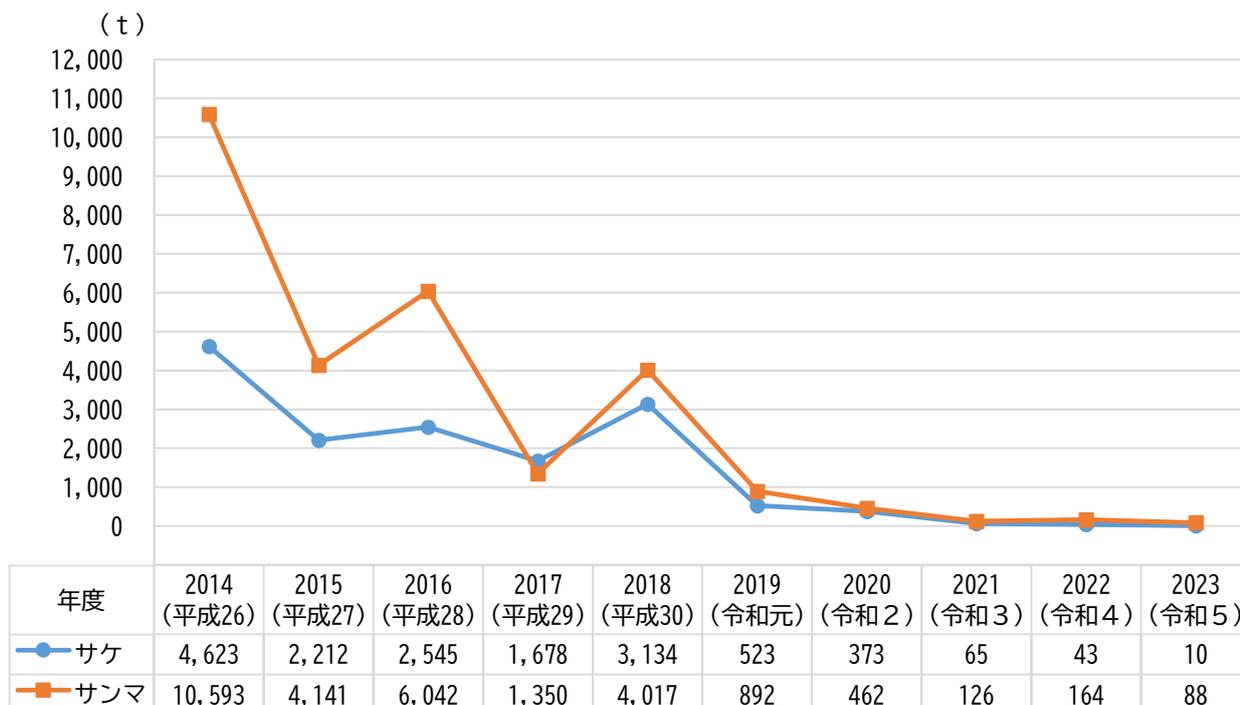


図 3-3 本市のサケとサンマの漁獲量

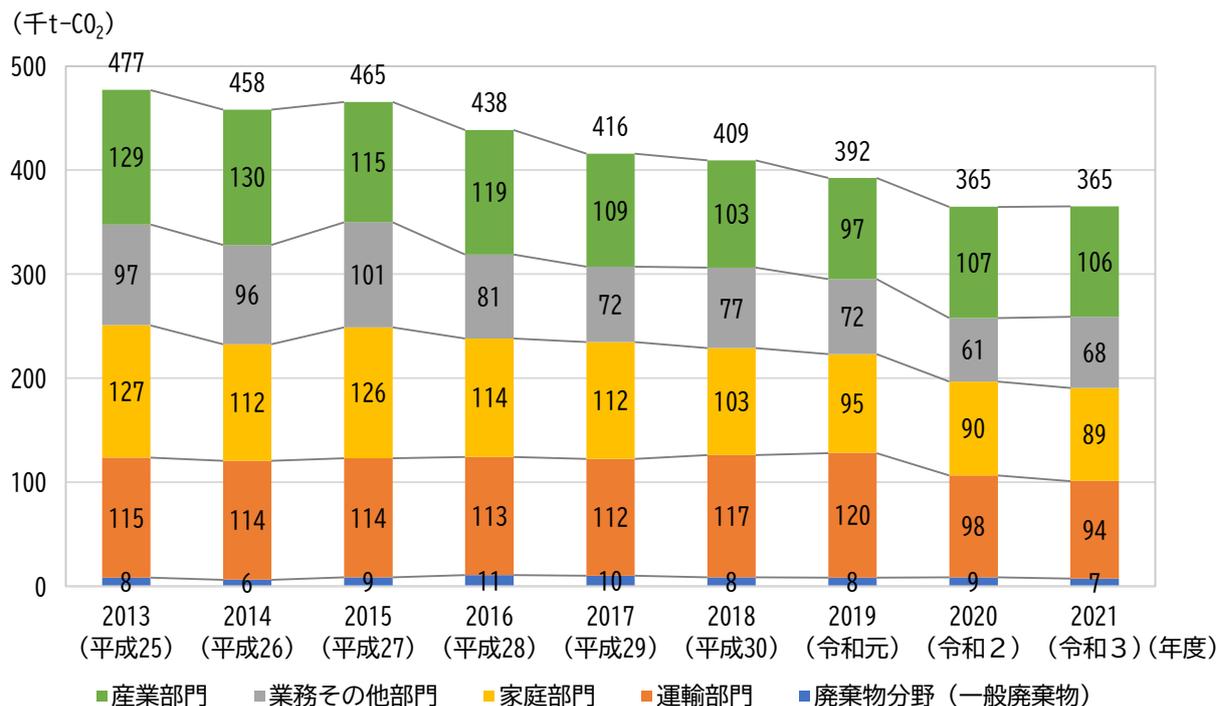
出典：宮古市魚市場及び田老魚市場 魚種別水揚げより作成

1) 文部科学省及び気象庁「日本の気候変動 2020」における将来予測で用いられているシナリオで、工業化以前（1850年～1900年）と比べた21世紀末における世界平均気温の上昇量が「4℃」の場合

(2) 温室効果ガス排出量と削減目標

本市のCO₂排出量は、基準年度である2013（平成25）年度は477千t-CO₂となっており、2021（令和3）年度では365千t-CO₂と、112千t-CO₂の減少（▲23.5%）となりました。

本市においてCO₂排出量が減少した主な理由としては、発電時にCO₂を排出しない再生可能エネルギーの普及などに伴う電力のCO₂排出係数（発電量1kWhあたりのCO₂排出量）の低減、省エネルギー性能に優れた設備・機器の普及、人口減少等が挙げられます。



※小数以下を四捨五入しており、各部門・分野の和がCO₂排出量の総量と一致しない場合があります。

図3-4 本市の温室効果ガス（CO₂）排出量の推移

出典：自治体排出量カルテ（環境省）より作成

本市は、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を推進し、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比でCO₂排出量50%削減、2050（令和32）年度には2013（平成25）年度比でCO₂排出量83%削減を目標としています。

なお、本市では森林吸収量が多いため、2030（令和12）年度にはCO₂の排出量を森林吸収量が上回るマイナスカーボンの達成が見込まれますが、世界共通の環境問題である地球温暖化の抑制に向けて、CO₂排出量の削減の取り組みを緩めることなく、地球温暖化対策を推進します。

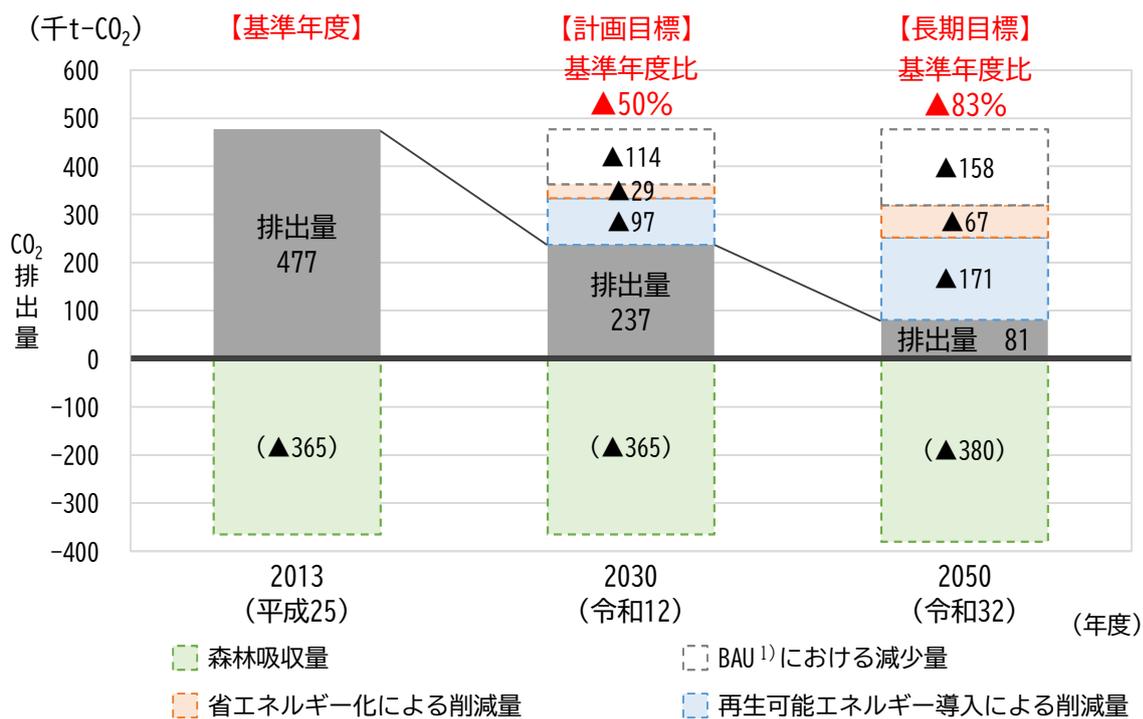


図 3-5 本市の温室効果ガス (CO₂) 排出量削減目標

出典：宮古市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1) 現時点の活動状況を将来にわたって継続し、現行以上の地球温暖化対策を講じない場合のこと。

(3) 再生可能エネルギーの導入

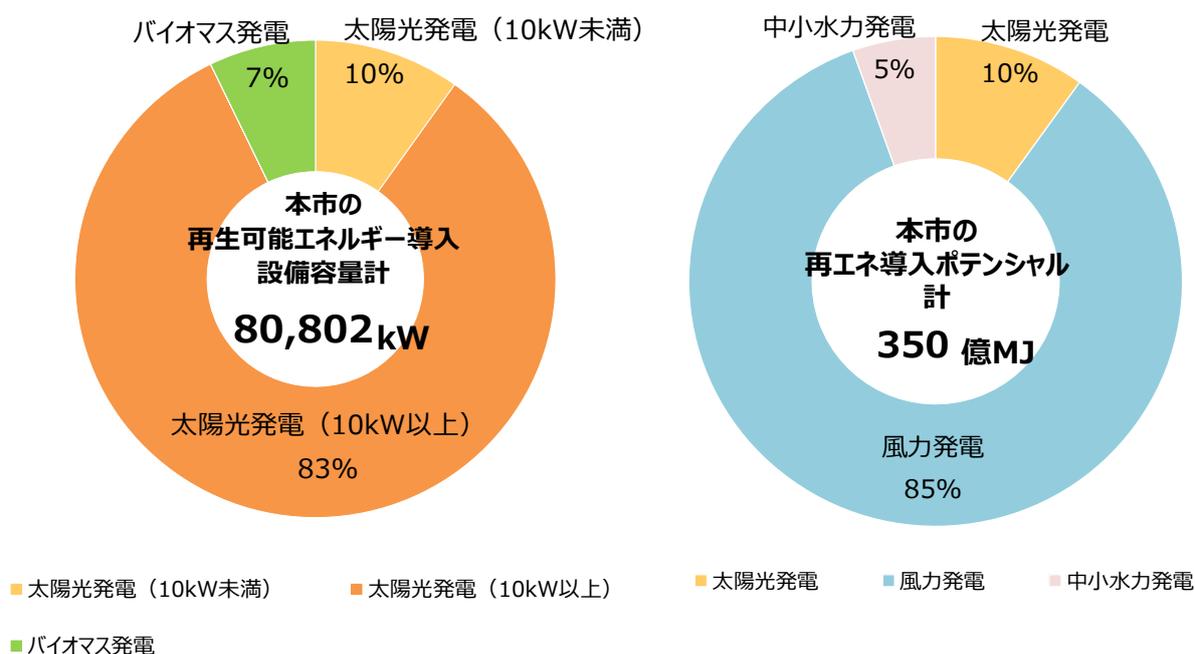
本市では、2020（令和2）年9月に「宮古市再生可能エネルギービジョン」を策定し、「再生可能エネルギーの地産地消を通じた地域内経済循環の創出による持続可能なまちづくり」を基本目標に掲げ、再生可能エネルギーの導入を推進しています。

2022（令和4）年3月に策定した「宮古市再生可能エネルギー推進計画」では、「エネルギーの地産地消で実現するゼロカーボンのまち」を掲げ、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入拡大、災害に強いエネルギーシステムについて取り組みを進めています。

再生可能エネルギーは地域固有の財産であり、その利活用によって得られる利益は地域に還元されるべきものです。地域資源の積極的な活用により「脱炭素化」と「耐災害性の向上」、「地域経済の活性化」に向けて、市民・事業者・行政が連携し、再生可能エネルギー導入の推進に取り組んでいます。また、再生可能エネルギーの導入に際しては、自然環境や景観の保全、地域社会との調和を考慮した事業実施を求めています。

◆再生可能エネルギーの導入状況及び導入ポテンシャル

本市の再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャルは以下のとおりです。
導入済みの設備容量のうち、太陽光発電が最も多くなっています。



3-7 再生可能エネルギー導入設備容量及び導入ポテンシャル（2022（令和4）年度）

出典：自治体排出量カルテ（環境省）より作成

3. ごみ（一般廃棄物）

本市のごみ処理は、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村で構成する宮古地区広域行政組合で行っています。

(1) 排出量

本市の年間のごみの排出量は以下のとおりです。可燃性粗大ごみはやや増加傾向ですが、それ以外の品目については減少傾向で推移しています。

表 3-3 ごみの排出量

(単位：t)

区分	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
可燃ごみ	15,849	15,153	14,597	14,098	13,526
不燃ごみ	1,122	844	821	814	708
可燃性粗大ごみ	1,070	1,074	1,158	1,246	1,221
不燃性粗大ごみ	212	215	211	183	165
資源物	2,004	1,904	1,835	1,735	1,613
その他	3,510	3,585	3,449	3,580	3,322
合計	23,766	22,775	22,071	21,656	20,555

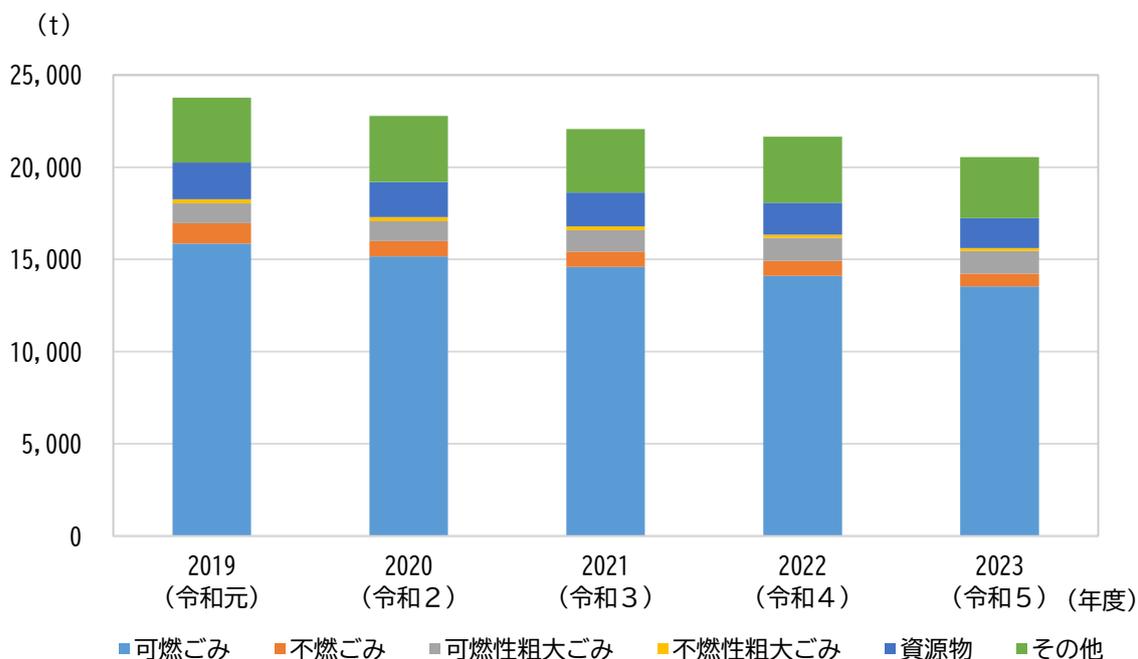


図 3-8 ごみの排出量

出典：令和5年度一般廃棄物処理実績（宮古市）より作成

本市の可燃ごみ組成割合は、2022（令和4）年度までは「厨芥類（生ごみ）」が最も多く、次いで「紙・布類」、「合成樹脂類」となっていますが、2023（令和5）年度は「紙・布類」が最も多く、次いで「厨芥類（生ごみ）」、「合成樹脂類」となっています。

また、本市の1人1日あたりのごみの排出量は、総排出量、生活系ごみ、事業系ごみのいずれも県平均より多くなっています。

表 3-4 本市の可燃ごみの組成割合*の推移（単位：％）

区分	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
紙・布類	26.97	27.65	29.26	29.88	37.60
合成樹脂類	15.67	17.71	16.59	14.37	20.43
木・竹・ワラ類	4.72	7.29	5.12	6.07	9.84
厨芥類（生ごみ）	49.95	46.20	48.28	48.63	30.42
不燃物類	1.00	0.68	0.30	0.47	0.31
その他	1.69	0.47	0.45	0.58	1.40
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

*組成割合は湿潤状態の推計値 出典：令和5年度ごみ搬入量実績（宮古地区広域行政組合）

表 3-5 1人1日あたりのごみ排出量の推移（単位：g/人日）

区分	排出原単位	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
宮古市	総排出量	1,098	1,064	1,036	1,031	1,027	1,002
	生活系ごみ	725	731	738	729	712	691
	事業系ごみ	373	333	298	302	315	311
県平均	総排出量	930	927	908	908	901	872
	生活系ごみ	635	636	639	637	630	604
	事業系ごみ	295	291	269	271	271	269

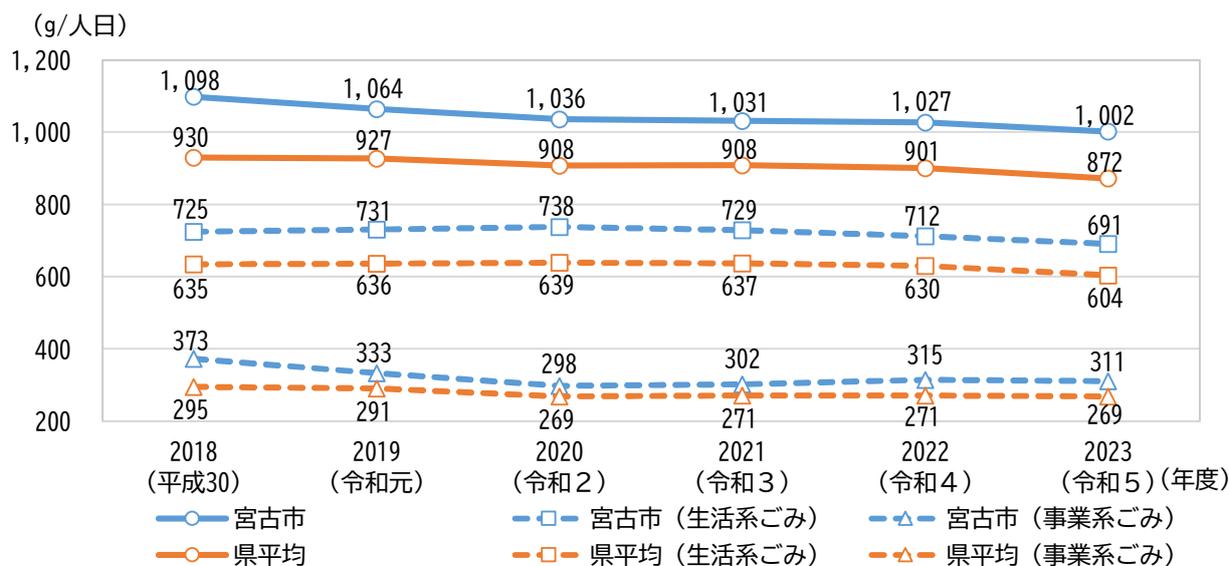


図 3-9 1人1日あたりのごみ排出量の推移

出典：宮古市：令和5年度一般廃棄物処理実績（宮古市）より作成
 県平均（2022（令和4）年度まで）：一般廃棄物の排出及び処理状況等について（岩手県）より作成
 県平均（2023(令和5)年度）：令和5年度における県内のごみ排出量（速報値）年間集計結果（岩手県）より作成

(2) リサイクル率

本市の一般廃棄物のリサイクル率^{*}は県平均より低くなっており、減少傾向で推移しています。これは、スーパーマーケット等でのリサイクルの取り組みが進んでいることが要因であると考えられます。

本市では、2024（令和6）年4月から製品プラスチックの収集を開始し、リサイクル量及びリサイクル率の増加を目指しています。

^{*}宮古地区広域行政組合が受け入れている一般廃棄物のうち、リサイクルした量の割合

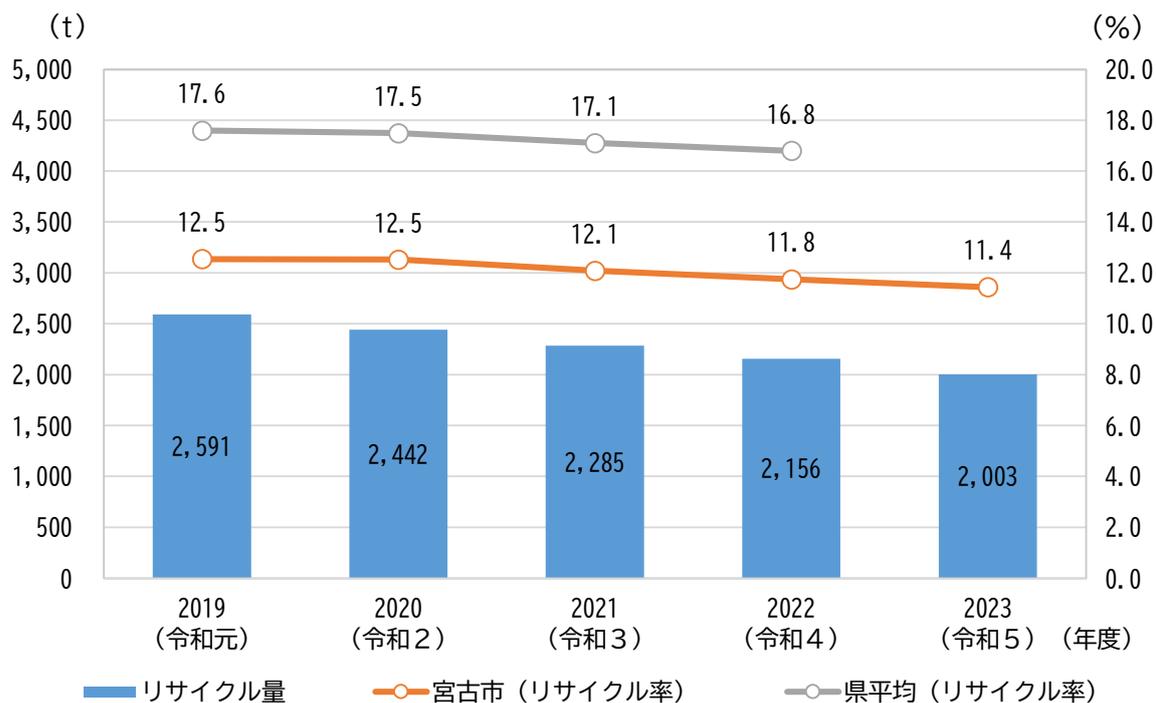


図 3-10 一般廃棄物のリサイクル量及びリサイクル率の推移

出典：宮古市：令和5年度一般廃棄物処理実績（宮古市）より作成

県平均：一般廃棄物の排出及び処理状況等について（岩手県）より作成

（2023（令和5）年度分は2025（令和7）年2月時点で未公表）

4. 生活環境

本市では大気汚染、水質汚濁、騒音等について各観測地点で観測し、生活環境の保全に努めています。

(1) 大気環境

3地点で測定しており、測定局及び測定物質は以下のとおりです。

表 3-6 測定局及び測定物質

測定物質	測定局	宮古市設置		岩手県設置
		磯鶏	崎山	横町
二酸化硫黄 (SO ₂) ¹⁾		○	○	○
二酸化窒素 (NO ₂) ²⁾		—	—	○
浮遊粒子状物質 (SPM) ³⁾		○	○	○

① 二酸化硫黄 (SO₂)

化石燃料の燃焼などにより生じる二酸化硫黄の濃度は低いレベルで横ばい傾向にあり、良好な状況が続いています。測定結果は、全ての測定局において環境基準を達成しています。

表 3-7 二酸化硫黄 (SO₂) 年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
磯鶏	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001
崎山	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000
横町	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001
基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下かつ1時間値0.10ppm以下									

② 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素等の窒素酸化物 (NO_x)は、主に物の燃焼に伴って発生します。工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。測定結果は、環境基準を達成しています。

表 3-8 二酸化窒素 (NO₂) 年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
横町	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
基準	1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppm又はそれ以下									

③ 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質（浮遊粉塵、エアロゾル⁴）のうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。発生源から直接排出される一次粒子としては、工場等から排出されるばいじんやディーゼル排気粒子（DPE）等の人為的発生源や黄砂や土壌の巻上げ等の自然発生源があります。

測定結果は、全ての測定局において環境基準を達成しています。

表 3-9 浮遊粒子状物質（SPM）年平均値の経年変化

(単位：mg/m³)

測定局	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
磯鷄	0.018	0.018	0.016	0.015	0.016	0.013	0.014	0.013	0.015	0.015
崎山	0.013	0.013	0.013	0.011	0.010	0.008	0.009	0.008	0.008	0.009
横町	0.010	0.011	0.010	0.010	0.010	0.008	0.009	0.008	0.009	0.010
基準	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下かつ1時間値 $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下									

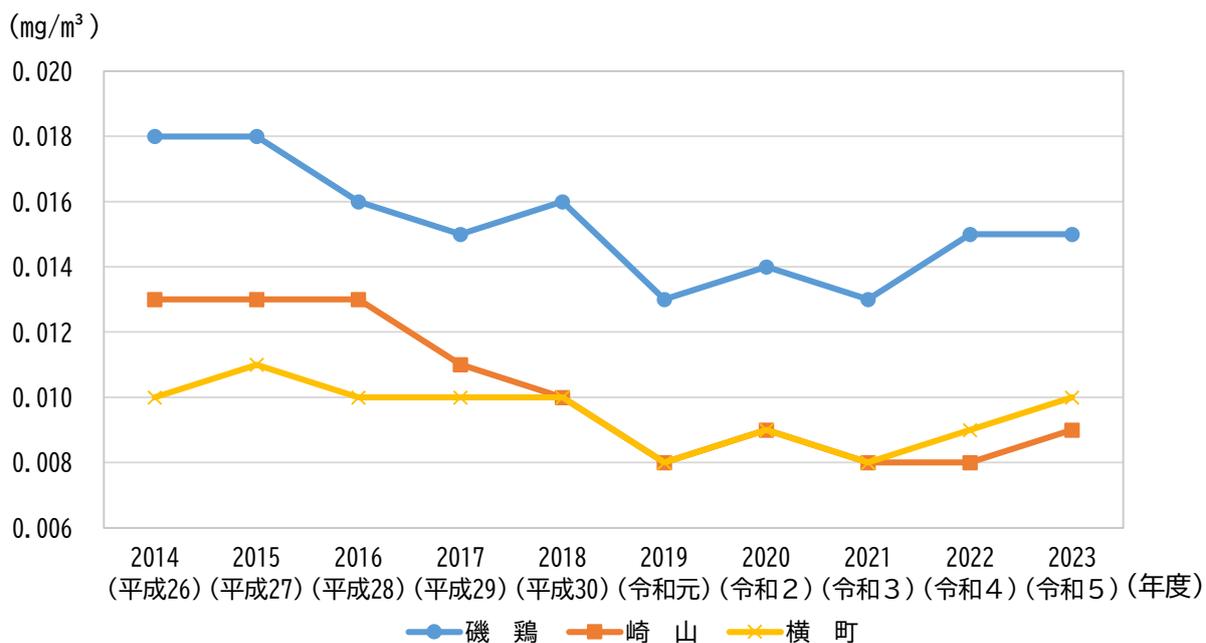


図 3-11 浮遊粒子状物質（SPM）年平均値の経年変化

- 1) 化石燃料の燃焼などで排出される硫黄酸化物の一種で、呼吸器への悪影響がある気体
- 2) 窒素酸化物（NO_x）の一種で、呼吸器疾患や光化学スモッグの原因となる気体
- 3) 大気中に浮遊する粒子状物質でその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの
- 4) 空気中に微細な固体又は液体の粒子が浮遊している状態

(2) 水質環境

河川では閉伊川上下流、近内川、長沢川、津軽石川、撰待川、田代川上下流、神田川、刈屋川、小国川、薬師川の10河川12水域が、海域では宮古湾、田老湾の2海域5水域の公共用水域¹⁾が類型指定されています。この類型指定水域²⁾の水質測定は岩手県が行っています。

各水域には類型(AA、A等)が定められており、類型によって環境基準が異なります。なお、類型指定水域(河川及び海域)は以下のとおり分類されています。

表 3-10 類型指定水域(河川及び海域)の分類

区分	類型	水域名
河川	AA	閉伊川上流、長沢川、津軽石川、撰待川、刈屋川、小国川、薬師川
	A	閉伊川下流、近内川、田代川上流、田代川下流、神田川
海域	A	宮古湾、田老湾

① 河川

「生活環境の保全に関する環境基準」に係わる5項目、水素イオン濃度(pH)、溶存酸素(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)³⁾、浮遊物質(SS)及び大腸菌数の測定を行っています(一部の河川では全窒素⁴⁾、全燐⁵⁾も実施しています)。このうち、河川水質の有機汚濁の代表的指数であるBODの水域・年度別の環境基準達成状況は、全ての水域で基準を達成しています。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」に係るカドミウム等27項目の調査結果についても、全ての地点で環境基準を達成しています。

表 3-11 宮古地域における類型指定水域(河川)のBOD経年変化(75%値)

(単位: mg/ℓ)

水域名	類型	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
閉伊川上流(花輪橋)	AA	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5
閉伊川下流(小山田橋)	A	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
閉伊川下流(宮古橋)	A	0.5	<0.5	0.8	<0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
近内川(本近内川)	A	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
長沢川(松山橋)	AA	0.6	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	<0.5	<0.5	<0.5
津軽石川(稲荷橋)	AA	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準		AA: 1 mg/ℓ以下、A: 2 mg/ℓ以下									

表 3-12 田老・新里・川井地域における類型指定水域(河川)のBOD経年変化(75%値)

(単位: mg/ℓ)

水域名	類型	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
撰待川(撰待橋)	AA	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
田代川上流(田老橋)	A	0.6	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
田代川下流(日の出橋)	A	-	-	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
神田川(大平橋)	A	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
刈屋川(茂市橋)	AA	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
小国川(戸草橋)	AA	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
薬師川(江繋橋)	AA	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準		AA: 1 mg/ℓ以下、A: 2 mg/ℓ以下									

② 海域

生活環境項目については、「生活環境保全の保全に関する環境基準」を基に水素イオン濃度（pH）、溶存酸素（D0）、化学的酸素要求量（COD）⁶⁾、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全磷及び大腸菌数の測定を実施しています。このうち、海域における水質汚濁の代表的指数であるCODは、全ての地点で環境基準を達成しています。

表 3-13 類型指定水域（海域）のCOD経年変化（75%値）

（単位：mg/ℓ）

水域名	類型	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
閉伊川沖S-6	A	1.7	2.0	1.7	1.6	1.7	1.6	1.8	1.7	1.3	1.4
高浜沖S-7	A	2.0	1.7	2.0	1.7	1.6	1.7	1.6	1.8	1.8	1.3
浄土ヶ浜沖S-8	A	1.9	1.6	1.8	1.6	1.9	1.5	1.6	1.5	1.4	1.1
田老湾S-4	A	1.5	1.5	1.7	1.8	1.5	1.3	1.5	1.5	1.6	1.3
田老湾S-5	A	1.6	1.3	1.4	1.5	1.6	1.0	1.4	1.2	1.2	1.3
基準	A: 2 mg/ℓ以下										

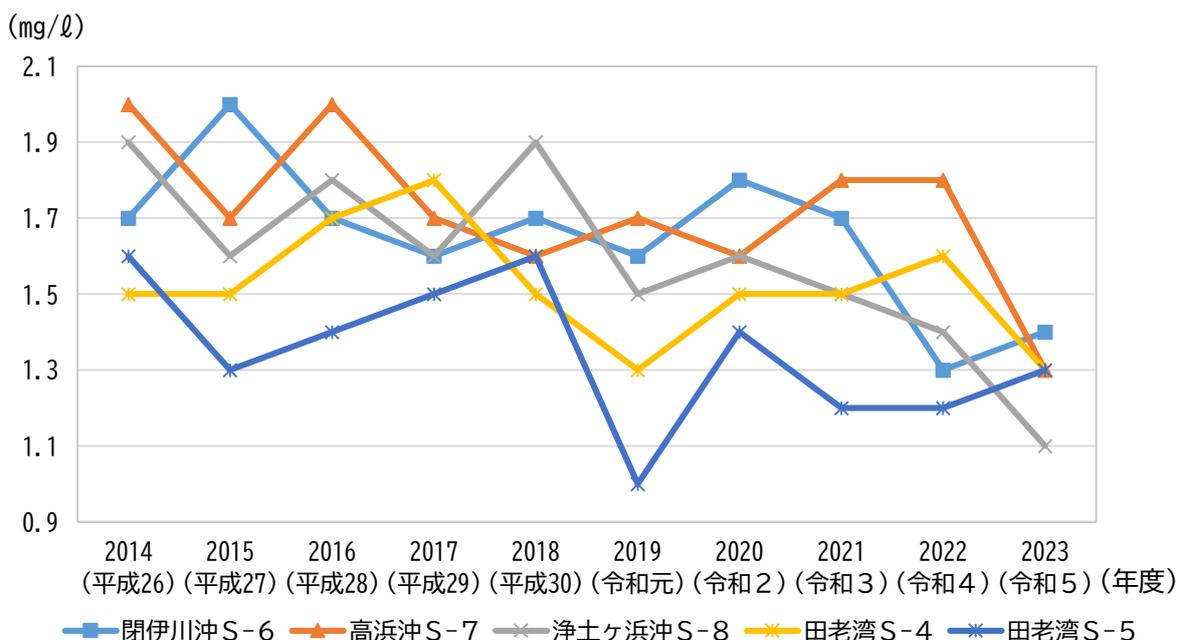


図 3-12 類型指定水域（海域）のCOD経年変化（75%値）

- 1) 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路
- 2) 国又は県が、河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じて指定した類型
- 3) 川の水の汚染度を表す指標で、水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素量
- 4) 水中に含まれるアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の無機性窒素及びたんぱく質アミノ酸、ポリペプチド、尿酸等の有機性窒素の総量
- 5) 水中に含まれる無機及び有機磷化合物中の磷の総量
- 6) 湖沼や海域などの水の汚染度を表す指標で、水中の有機物の量を化学薬品によって分析するもの

(3) その他の環境リスク

① 環境騒音

騒音は、各種公害の中でも特に日常生活に深い関わりがあり、その発生源は多種多様です。工場・事業場・建設工事・交通機関等のほか、近隣からの生活騒音などがあります。

各種の騒音から生活環境を守り、住民の健康を保護するために望ましい基準として、環境基準が定められています。環境基準は、概ね都市計画の用途地域に対応した四類型に大別され、時間区分（昼間・夜間）、道路に接するかどうか等に応じて定められています。

以下に示す7地点で環境騒音の測定を行っており、全ての地点及び時間区分（昼間・夜間）で環境基準を達成しています。

表 3-14 環境騒音の測定地点及び地域類型

測定地点	地域類型	
		あてはめ地域（用途地域）
磯の子公園（磯鷄）	B類型	主として住居の用に供される地域（第1種住居地域）
公害試験室（藤原）	B類型	主として住居の用に供される地域（第1種住居地域）
小山田保育所（小山田）	B類型	主として住居の用に供される地域（第1種住居地域）
うみどり公園（本町）	C類型	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域（準工業地域）
いずみ公園（田の神）	A類型	専ら住居の用に供される地域（第1種中高層住居専用地域）
市立図書館駐車場（宮町）	C類型	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域（準工業地域）
大久保・熊坂内科医院前（和見町）	B類型	主として住居の用に供される地域（第1種住居地域）

表 3-15 環境騒音の経年変化（昼間）

測定地点	地域類型	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
磯の子公園	B	47	52	48	47	46	48	46	45	44	45
公害試験室	B	51	51	53	52	50	50	49	52	51	48
小山田保育所	B	51	51	52	51	50	51	52	51	51	52
うみどり公園	C	57	57	56	54	55	—	—	50	54	50
いずみ公園	A	50	49	48	47	49	45	46	45	50	45
市立図書館駐車場	C	53	54	52	52	53	51	51	51	52	50
大久保・熊坂内科医院前	B	51	51	52	52	51	52	51	49	50	48
基準		A類型：55dB以下、B類型：55dB以下、C類型：60dB以下									

表 3-16 環境騒音の経年変化（夜間）

測定地点	地域 類型	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
磯の子公園	B	41	38	39	41	41	42	41	39	28	37
公害試験室	B	44	43	42	43	39	39	37	36	43	37
小山田保育所	B	43	43	48	45	44	46	45	44	44	44
うみどり公園	C	49	47	48	48	45	—	—	37	38	39
いずみ公園	A	39	40	37	41	36	37	34	36	36	34
市立図書館駐車場	C	45	46	43	45	43	44	42	42	42	41
大久保・熊坂内科医院前	B	41	42	41	44	39	42	40	39	41	40
基準	A類型：45dB以下、B類型：45dB以下、C類型：50dB以下										

② 自動車騒音

自動車騒音の常時監視は、自動車の走行に伴い発生する騒音にさらされる地域の年間を通じた平均的な状況について、継続的に把握することを目的としています。

本市では毎年場所を変えて測定しており、2023（令和5）年度は一般国道45号の4区間について測定を行い、環境基準を達成しています。

（4）景観

花と緑のある街づくりを推進するため、「花いっぱい運動」を実施しています。

また、自然景観を生かした街づくりの推進や、浄土ヶ浜海水浴場、リバーパークにいさとなどの親水空間の設置・管理を行っています。

さらに、環境美化を目的とした市民参加による地域の清掃活動や、地域住民・ボランティアによる街中や公園、海岸の清掃を定期的に行っています。

5. 課題の整理

(1) 環境課題

① 豊かな自然環境の維持

本市は森・川・海の豊かな自然環境に恵まれ、多種多様な生態系が存在しています。これらは私たちの生活を支える財産として、次世代に引き継いでいく必要があります。

しかし、地球温暖化等の影響により動植物の分布域や生育・生息環境に変化が起きています。今後も引き続き希少動植物の生息環境等の調査や、動植物の多様性を支える森林や藻場等の保全を行っていく必要があります。

② 地球温暖化への対応

近年のサケやサンマの不漁は、地球温暖化が原因の一つと考えられています。海水温の上昇による魚類への影響や、暑熱による生活環境への影響が今後も懸念されます。

地球温暖化の影響を抑制するため、「区域施策編」等に基づき、省エネルギー化の推進や創エネルギー（再生可能エネルギー）の導入拡大による脱炭素化への取り組みをさらに推進していく必要があります。

③ ごみ排出量の削減と資源化率の向上

本市のごみ排出量は減少傾向にあるものの、市民1人1日あたりのごみ排出量は県平均より多くなっています。

なお、2022（令和4）年度までは「厨芥類（生ごみ）」が最も多くの割合を占めていましたが、2023（令和5）年度は、「紙・布類」が最も多く、次いで「厨芥類（生ごみ）」となっています。

また、マイクロプラスチック¹⁾を含む海洋ごみによる海洋環境の汚染により、生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念されており、海洋漂着物となり得るごみの発生を抑制する必要があります。

ごみの総量をさらに削減し、限りある資源を循環させていくため、4Rの取り組みの推進が求められます。

④ 良好な生活環境の維持

大気や水環境等は、毎年環境基準を達成しています。引き続き、良好な生活環境を維持していく必要があります。

一方で、良好な景観の形成については、市民参加の環境美化活動が重要な役割を果たしています。それらの活動を通じて地域住民や学校、ボランティア団体と協力して潤いのある快適な環境づくりに取り組んでいく必要があります。

(2) 基盤的課題

① 環境意識の向上

環境課題の解決には、いずれも市民、事業者、滞在者が環境保全に関心を持って行動に移すことが必要です。環境情報の発信や環境学習、関連活動への参加機会を増やすことで、市民、事業者、滞在者の環境意識を向上させる必要があります。

1) 直径5mm以下の微細なプラスチックごみ

② 環境施策を推進する体制と人材の確保

環境課題の解決には、有識者、環境の活動経験者、教育関係者、NPO 法人など幅広い分野の人材や団体との連携が求められています。

また、幅広い知見を活用するため、専門性のある人材や団体の確保・育成が求められています。

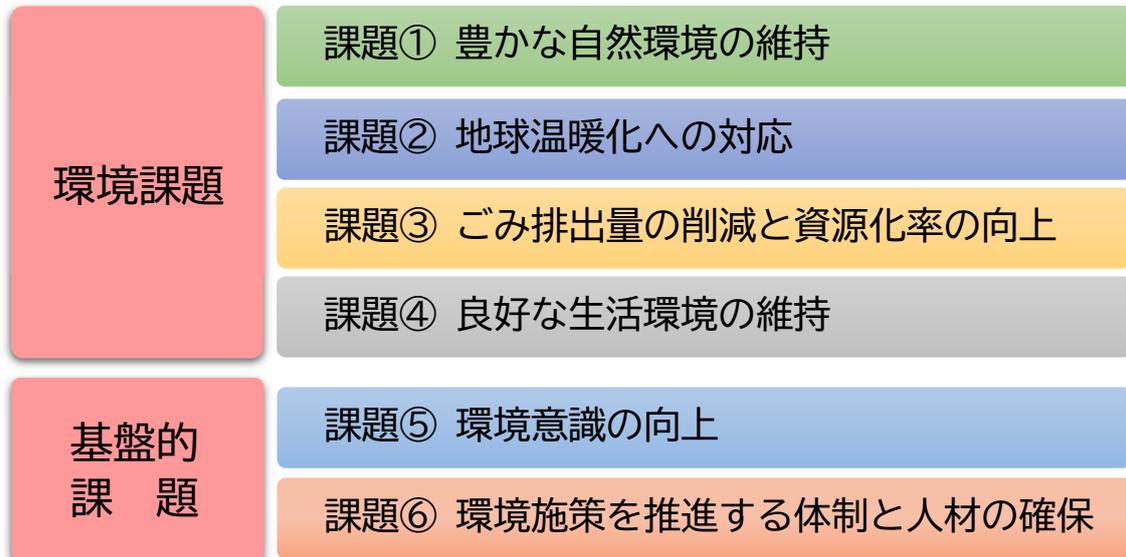


図 3-13 課題の整理

第4章 環境の将来像と基本方針

1. 環境の将来像

総合計画では、市の将来像として「『森・川・海』とひとが調和し共生する安らぎのまち」を掲げています。

本市は北上高地を源流とする閉伊川の上流から河口域までを市域とし、森・川・海のつながりを実感できる恵まれた環境にあります。これまで大きな自然災害に見舞われながらも、自然を敬い、森・川・海との共生の中で文化や伝統を育み、産業を発展させてきました。

先人から学び、受け継いだ本市の美しい自然を守り、恵まれた環境を次世代へ引き継ぐため、実効性のある地球温暖化対策に取り組む必要があります。

また、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進し、環境保全と経済活動の両立を図ることが求められています。

本計画では、本市の目指すべき環境の将来像を前計画から引き継ぎ、「恵み豊かな自然の維持と、循環を基調とした持続可能な社会の形成」とします。

2. 基本方針

環境の将来像を実現するため、本計画では 28～29 ページに示した環境課題の解決に向けた4つの基本方針と、その基盤となる2つの基本方針を定めます。

これらは、計画に関わる各主体である市、市民、事業者、滞在者全ての取り組みを促す方向性を示しています。

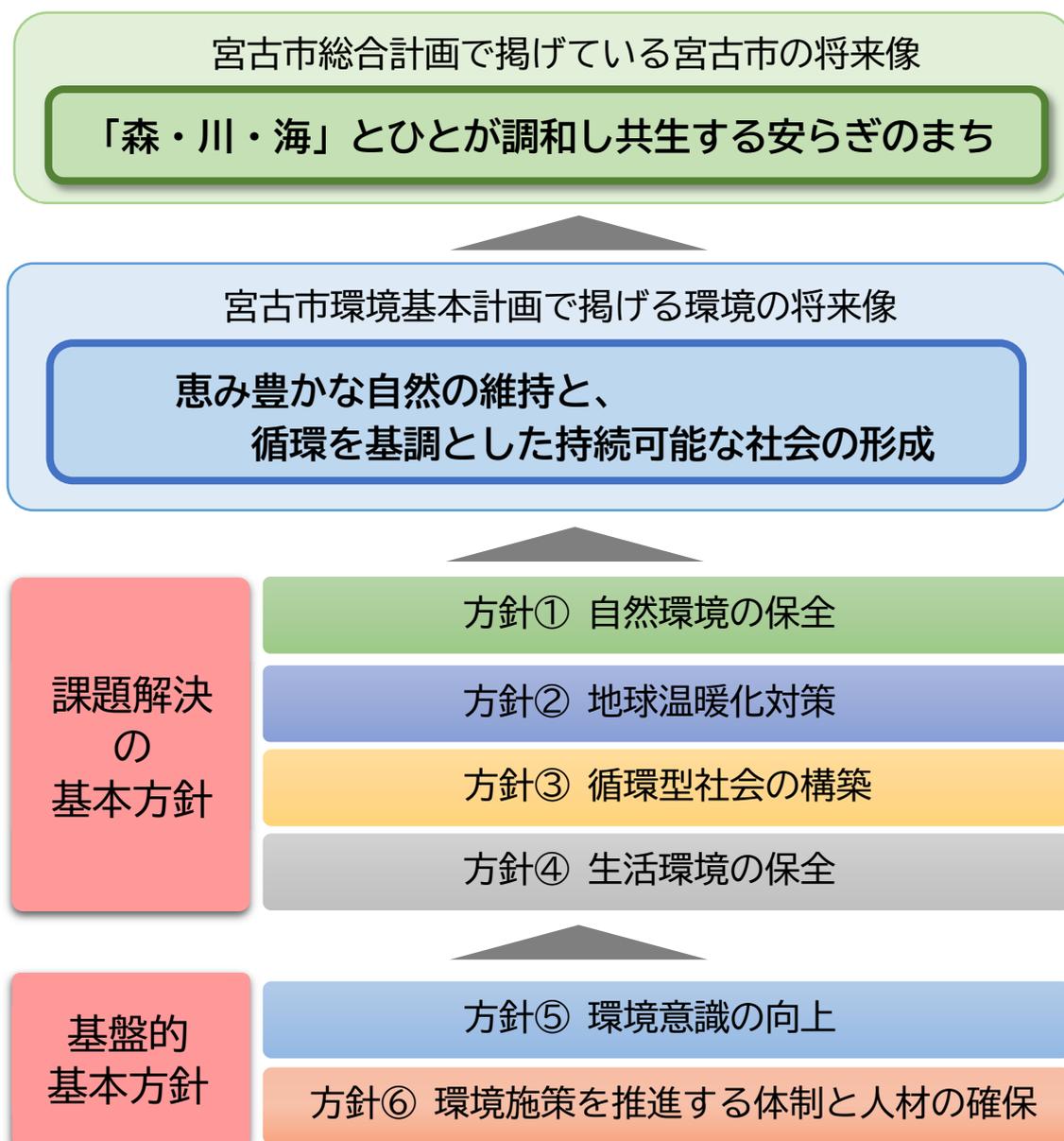
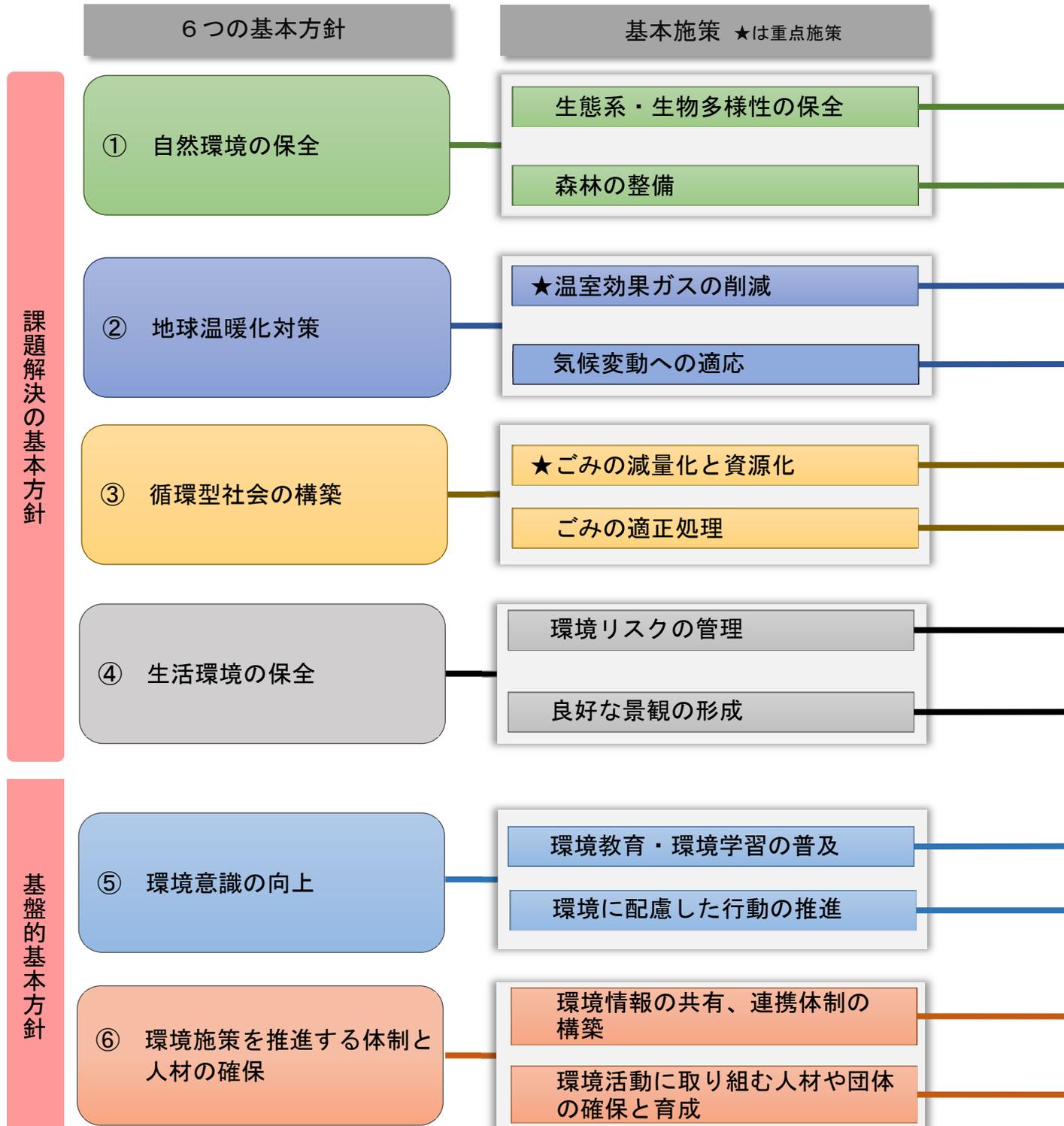


図 4-1 基本方針のイメージ図

第5章 施策体系

1. 施策体系

環境の将来像を実現するための6つの基本方針に基づく基本施策及び具体施策を示します。



2. 重点施策

近年の環境課題は多岐にわたりますが、地球温暖化対策は世界的に喫緊の課題となっており、限りある資源を循環させる取り組みの推進についても同様です。

このことから、基本方針「地球温暖化対策」の「温室効果ガスの削減」と、基本方針「循環型社会の構築」の「ごみの減量化と資源化」を重点施策とします。

具体施策

- ・ 自然環境の調査と保全
- ・ 野生生物の保護と個体数の適正管理

- ・ 造林・育林の推進
- ・ 植林の推進

- ・ 省エネルギー化の推進
- ・ 創エネルギー（再生可能エネルギー）の導入拡大
- ・ 蓄エネルギーの導入拡大

- ・ 暑熱による生活への影響の緩和

- ・ 4 Rの推進

- ・ ごみの適正処理の推進
- ・ 不法投棄の防止に向けた対策の推進

- ・ 公害の発生防止に向けた対策の推進

- ・ 花と緑のある街づくりの推進
- ・ 景観を生かした街づくりの推進
- ・ 親水空間の環境整備

- ・ 環境学習の場の確保
- ・ 環境学習の場の利活用の推進

- ・ 環境に関する情報の発信

- ・ 市民・団体との連携体制の構築
- ・ 県・他市町村との連携体制の構築

- ・ 環境活動に取り組む人材や団体の確保
- ・ 環境学習指導者の育成

3. 基本施策と具体施策

(1) 自然環境の保全[※]

① 解決すべき課題

本市は森・川・海の豊かな自然環境に恵まれ、多種多様な生態系が存在しています。これらは私たちの生活を支える財産として、次世代に引き継いでいく必要があります。

しかし、地球温暖化等の影響により動植物の分布域や生育・生息環境に変化が起きています。今後も引き続き希少動植物の生息環境等の調査や、動植物の多様性を支える森林や藻場等の保全を行っていく必要があります。

② 基本施策

本市の森・川・海の豊かな自然及び動植物を守るため、生態系の保護・保全や森林の整備を進めます。



③ 具体施策

◆生態系・生物多様性の保全

- ・自然環境の調査と保全

自然環境の調査を行い、その保護・保全を図ります。

- ・野生生物の保護と個体数の適正管理

野生動物（ツキノワグマ・シカ等）について、県の「第二種特定鳥獣管理計画」及び「宮古市鳥獣被害防止計画」に基づき、適正な生息数管理の取り組みを進めます。

◆森林の整備

- ・造林・育林の推進

森林整備事業による森林の造成・育成に努めます。

- ・植林の推進

市民・事業者の参加による植林活動に取り組みます。

[※]本計画では、「保全」とは、ある程度は手を加えながら管理していくこと、「保護」とは、元の状態にいったい手を加えず管理することと定義しています。

④ 主な取り組み

内容	市	市民	事業者	滞在者
自然環境の調査	●	●		
希少動植物の保護、共生配慮	●	●	●	●
有害鳥獣の適正管理	●	●	●	
森林整備事業による森林の造成・育成	●	●	●	
藻場の保全等	●	●	●	
市民・事業者の参加による植林活動	●	●	●	

⑤ 環境管理指標

指標	【参考値】 2018(平成30) 年度	【現状値】 2023(令和5) 年度	【目標値】 2030(令和12) 年度	関係部署
ア. 自然環境に対する市民満足度	67.0点	65.0点	67.0点	環境課
イ. 希少動植物等の調査実施回数	16回/年	16回/年	20回/年	環境課 文化課
ウ. 森林整備面積	355ha	303ha	393ha	農林課

【目標値の考え方】

ア. 自然環境に対する市民満足度は低下傾向にあることから、2018（平成30）年度の水準まで高めることを目指すもの

イ. 調査回数の増加を目指すもの

ウ. 森林整備面積の増加を目指すもの

(2) 地球温暖化対策

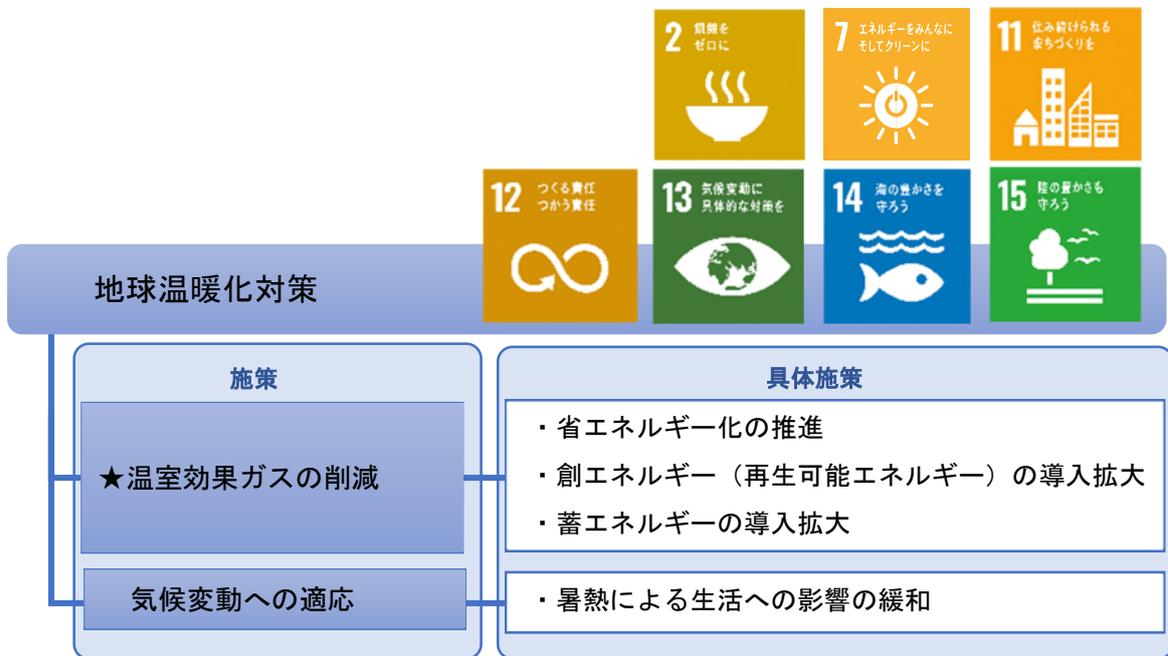
① 解決すべき課題

近年のサケやサンマの不漁は、地球温暖化が原因の一つと考えられています。海水温の上昇による魚類への影響や、暑熱による生活環境への影響が今後も懸念されます。

地球温暖化の影響を抑制するため、「区域施策編」等に基づき、省エネルギー化の推進や創エネルギー（再生可能エネルギー）の導入拡大による脱炭素化への取り組みをさらに推進していく必要があります。

② 基本施策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減のため、省エネルギーの推進、再生可能エネルギー・蓄エネルギーの導入拡大に取り組みます。また、気候変動に伴う暑熱による影響への対策に取り組みます。



★のマークは重点施策です。

③ 具体施策

★温室効果ガスの削減

- ・省エネルギー化の推進
省エネルギー設備等の導入を推進します。
フードマイレージ¹⁾の考え方に基づく地元食材の地産地消に取り組みます。
- ・創エネルギー（再生可能エネルギー）の導入拡大
太陽光発電、風力発電、水力発電などの再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・蓄エネルギーの導入拡大
蓄電池などの蓄エネルギー設備の導入を推進します。

◆気候変動への適応

- ・暑熱による生活への影響の緩和
熱中症等への対策として、クーリングシェルターの指定、クールシェアスポットの登録促進と情報提供を行います。

④ 主な取り組み

内容	市	市民	事業者	滞在者
省エネルギー設備・機器等の導入	●	●	●	
建材・食品等の地産地消	●	●	●	
電気自動車等の普及・利用	●	●	●	●
地域資源を生かした多様な再生可能エネルギーの導入	●	●	●	
蓄電池等による蓄エネルギーの導入	●	●	●	
クーリングシェルター、クールシェアスポットの活用	●	●	●	●

⑤ 環境管理指標

指標	【参考値】 2018(平成30) 年度	【現状値】 2023(令和5) 年度	【目標値】 2030(令和12) 年度	関係部署
ア. 温室効果ガス排出量	409千 t-CO ₂ /年	365千 t-CO ₂ /年	237千 t-CO ₂ /年	環境課
イ. 省エネルギーによる電力削減量	-	180,690kWh	累計 2,550,695kWh	環境課
ウ. 再生可能エネルギー導入容量	22,616kw	95,495kw	177,933kW	エネルギー 推進課
エ. 地域エネルギー供給率	35.10%	50.91%	100%	エネルギー 推進課
オ. 地域材利用住宅等棟数 (新築・増築)	31棟/年	7棟/年	30棟/年	農林課
カ. 地域材利用住宅等棟数 (リフォーム)	-	-	20棟/年	農林課
キ. 給食用米使用量における宮古産 米使用割合	-	100%	100%	教育委員会 総務課

【目標値の考え方】

ア. 2013（平成 25）年度比で 50%削減を目指すもの

イ. 省エネルギーによる消費電力の削減量の増加を目指すもの

ウ. 再生可能エネルギー導入容量の増加を目指すもの

エ. 「宮古市再生可能エネルギービジョン」において 2050（令和 32）年度の目標を 100%と設定しており、前倒しの目標設定としたもの

オ. 地域材利用住宅等棟数の増加を目指すもの

カ. 地域材利用住宅等棟数の増加を目指すもの

キ. 給食用米使用量における宮古産米使用割合 100%の維持を目指すもの

(3) 循環型社会の構築

① 解決すべき課題

本市のごみ排出量は減少傾向にあるものの、市民1人1日あたりのごみ排出量は県平均より多くなっています。

なお、2022（令和4）年度までは「厨芥類（生ごみ）」が最も多くの割合を占めていましたが、2023（令和5）年度は、「紙・布類」が最も多く、次いで「厨芥類（生ごみ）」となっています。

また、マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋環境の汚染により、生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念されており、海洋漂着物となり得るごみの発生を抑制する必要があります。

ごみの総量をさらに削減し、限りある資源を循環させていくため、4Rの取り組みの推進が求められます。

② 基本施策

4Rを推進し、ごみの減量化と資源化を進めます。

また、減量化と資源化を徹底した上で、ごみの適正処理を図ります。



③ 具体施策

★ごみの減量化と資源化

- ・4Rの推進

4R (Refuse, Reduce, Reuse, Recycle) の推進により、ごみの減量化と資源化を図ります。

◆ごみの適正処理

- ・ごみの適正処理の推進

減量化と資源化を徹底した上で、なお残るごみについては適正処理を図ります。

不法投棄の防止に向けた対策の推進

関係機関と連携し、不法投棄の防止に向けた取り組みを行います。

④ 主な取り組み

内容	市	市民	事業者	滞在者
繰り返し使える製品や環境負荷の少ない紙製・木製の製品の利用	●	●	●	●
ごみの分別徹底と再資源化	●	●	●	●
食べ残し、食品廃棄等のフードロスの削減	●	●	●	●
不法投棄の監視、情報提供等	●	●	●	●

⑤ 環境管理指標

指標	【参考値】 2018(平成30) 年度	【現状値】 2023(令和5) 年度	【目標値】 2030(令和12) 年度	関係部署
ア. 廃棄物の最終処分量	2,125t	2,330t	1,480t	生活課
イ. 1人1日あたりのごみの排出量	1,098g/日	1,002g/日	986g/日	生活課
ウ. 一般廃棄物のリサイクル率	12.6%	11.5%	16.8%	生活課

【目標値の考え方】

ア. 2022（令和4）年度の県平均（県内1人あたりの年間最終処分量 30.7kg×人口）を目指すもの

イ. 東日本大震災前の排出量に戻すことを目指すもの

ウ. 2022（令和4）年度の県平均を目指すもの

～ごみ減量に有効な4つのR（4R）～

4Rとは、4つの言葉の英語の頭文字（R）をとった、ごみを減らすためのキーワードです。

岩手県では、「もったいない・いわて3R運動」として発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、廃棄物の再生利用（リサイクル）の取り組みを進めています。

宮古市を含む宮古地区広域行政組合では、県の取り組みに「ごみの発生回避（リフューズ）」を加えた「4R」として、ごみの減量化・再資源化の促進を図ることとしています。

優先度の高い、1から4までの順に、1人1人が継続的に行動することが大切です。

- 1 Refuse（リフューズ） 発生回避 ごみになるものを買わない、断ること
- 2 Reduce（リデュース） 排出抑制 ごみの量を減らすこと
- 3 Reuse（リユース） 再使用 使ったものを廃棄せずにそのまま使うこと
- 4 Recycle（リサイクル） 再生利用 使ったものを資源として再利用すること

(4) 生活環境の保全

① 解決すべき課題

大気や水環境等は、毎年環境基準を達成しています。引き続き、良好な生活環境を維持していく必要があります。

一方で、良好な景観の形成については、市民参加の環境美化活動が重要な役割を果たしています。それらの活動を通じて地域住民や学校、ボランティア団体と協力して潤いのある快適な環境づくりに取り組んでいく必要があります。

② 基本施策

良好な大気・水環境等を保全するため、環境負荷低減に向けた取り組みを推進します。また、良好な景観を形成するため、環境美化活動等の取り組みを推進します。



③ 具体施策

◆環境リスクの管理

- ・公害防止に向けた対策の推進

良好な生活環境を維持するため、大気・水質環境等の状況を測定します。

公害の発生を防止するため、事業者との公害防止協定¹⁾に基づく監視を行います。

◆良好な景観の形成

- ・花と緑のある街づくりの推進

花いっぱい運動を通じた、花と緑のある街づくりに取り組みます。

- ・環境美化の推進

市民参加の定期的な清掃活動に取り組みます。

- ・親水空間の環境整備

市民の憩いの場となる親水空間の環境整備を行います。

1) 公害防止のひとつの手段として地方公共団体又は住民と企業との間で締結される協定

④ 主な取り組み

内容	市	市民	事業者	滞在者
大気・水質環境等の測定	●		●	
リスクコミュニケーション ¹⁾ の実施	●	●	●	
花いっぱい運動の実施	●	●	●	
道路・河川・海岸等の清掃活動	●	●	●	
親水空間の環境整備	●		●	

⑤ 環境管理指標

指標	【参考値】 2018(平成30)年度	【現状値】 2023(令和5)年度	【目標値】 2030(令和12)年度	関係部署
ア. 環境測定値 (大気)	・二酸化硫黄 1時間値の1日平均値0.001ppm(3地点平均)	・二酸化硫黄 1時間値の1日平均値0.001ppm(3地点平均) 1時間値の最高値0.014ppm	環境基準を達成・維持 ・二酸化硫黄 1時間値の1日平均値0.04ppm以下かつ1時間値0.10ppm	環境課
	・二酸化窒素 0.05ppm	・二酸化窒素 0.004ppm	・二酸化窒素 1時間値の1日平均値0.04~0.06ppm 又はそれ以下	
	・浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値0.01mg/m ³ (3地点平均)	・浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値0.01mg/m ³ (3地点平均) 1時間値の最高値0.628mg/m ³	・浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値0.10mg/m ³ 以下かつ1時間値の最高値0.20mg/m ³ 以下	
イ. 環境測定値 (水質：BOD、COD、全窒素、全燐)	【河川】 <類型指定水域> ・BOD AA：0.5mg/l(7地点平均) A：0.5mg/l(5地点平均)	【河川】 <類型指定水域> ・BOD AA：0.5mg/l(7地点平均) A：0.5mg/l(5地点平均)	環境基準を達成・維持 【河川】 <類型指定水域> ・BOD 環境基準を達成・維持 AA：1mg/l以下 A：2mg/l以下	環境課
	<指定水域外> (14地点平均) ・BOD 0.66mg/l ・全窒素 0.41mg/l ・全燐 0.016mg/l	<指定水域外> (14地点平均) ・BOD 0.7mg/l ・全窒素 0.36mg/l ・全燐 0.02mg/l	<指定水域外> ・BOD 3.0mg/l以下(B類型程度) ・全窒素 0.30mg/l以下(Ⅱ類型程度) ・全燐 0.030mg/l以下(Ⅱ類型程度)	

1) 化学物質等の環境リスクを踏まえ、事業者が地域の行政や住民との情報共有や意見交換を図る取り組み

指標	【参考値】 2018(平成30)年度	【現状値】 2023(令和5)年度	【目標値】 2030(令和12)年度	関係部署
イ. 環境測定値 (水質：BOD、 COD、全窒素、 全磷)	【海域】 <類型指定水域> (5地点平均) ・COD A：1.7mg/ℓ ・全窒素 0.22mg/ℓ ・全磷 0.015mg/ℓ	【海域】 <類型指定水域> (5地点平均) ・COD A：1.4mg/ℓ ・全窒素 0.23mg/ℓ ・全磷 0.017mg/ℓ	【海域】 <類型指定水域> ・COD 全地点の環境 基準達成 2mg/ℓ 以 下 ・全窒素 0.30mg/ℓ 以下(Ⅱ類型程度) ・全磷 0.030mg/ℓ 以下(Ⅱ類型程度)	環境課
ウ. 環境測定値 (騒音)	【環境騒音】 昼間：51dB 夜間：41dB (7地点平均)	【環境騒音】 昼間：50dB 夜間：40dB (7地点平均)	環境基準を達成・ 維持 【環境騒音】 地域類型A 昼間55dB以下 夜間45dB以下	環境課
	【自動車騒音】 昼間：67dB 夜間：60dB (3地点平均)	【自動車騒音】 昼間：61dB 夜間：52dB (3地点平均)	【自動車騒音】 昼間70dB以下 夜間65dB以下	
エ. 浄化槽設置率	25.3%	30.0%	35.0%	施設課
オ. 水洗化率(公 共下水道、集 落排水)	88.4%	91.4%	95.0%	施設課
カ. 騒音、悪臭等 に対する苦情 件数	24件	18件	18件	環境課
キ. 花いっぱい運 動参加団体数	44団体	40団体	40団体	生活課
ク. 親水空間箇所 数	6箇所	13箇所※	13箇所	都市計画課 新里総合 事務所 施設課 観光課

【目標値の考え方】

- ア. 環境基準以下の測定値の維持を目指すもの
- イ. 環境基準以下の測定値の維持を目指すもの
- ウ. 環境基準以下の測定値の維持を目指すもの
- エ. 浄化槽設置率の増加を目指すもの
- オ. 水洗化人口割合の増加を目指すもの
- カ. 現状の数値に抑えることを目指すもの
- キ. 参加団体の維持を目指すもの
- ク. 箇所数の維持を目指すもの

※該当箇所：津軽石親水公園、三王親水公園、へいがわ老木公園、閉伊川緑地公園、長沢川桜つつみ、しおかぜ公園(出崎地区先端緑地公園)、リバーパークにいさと(閉伊川河川敷高德橋付近)、水道公園、宮古地区広域総合交流促進施設、浄土ヶ浜海水浴場、藤の川海水浴場、小港海水浴場、女遊戸海水浴場)

(5) 環境意識の向上

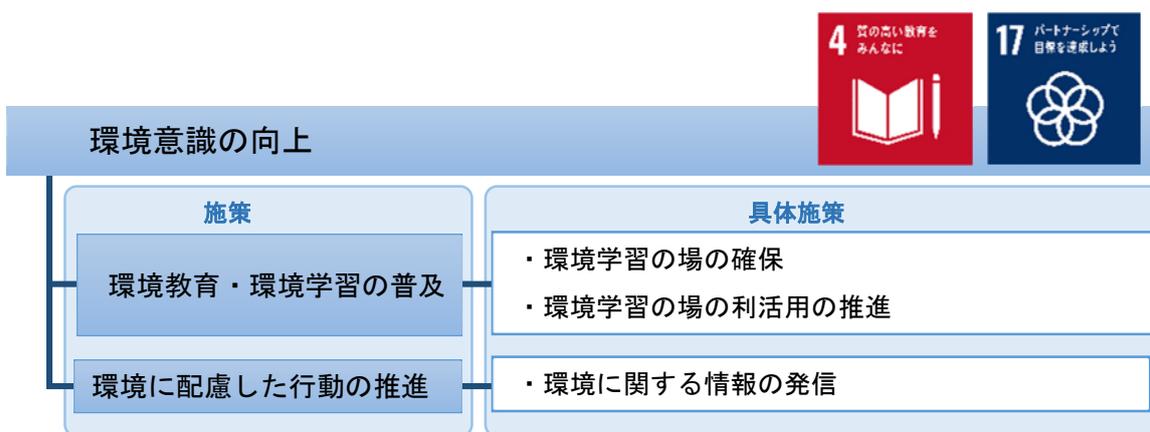
① 解決すべき課題

環境課題の解決には、市民、事業者、滞在者が環境保全に関心を持って行動に移すことが必要です。

環境情報の発信や環境学習、関連活動への参加機会を増やすことで、市民、事業者、滞在者の環境意識を向上させる必要があります。

② 基本施策

環境学習の普及や環境情報の発信等により、市民、事業者、滞在者の環境意識の向上を図ります。



③ 具体施策

◆環境教育・環境学習の普及

- ・環境学習の場の確保

三陸ジオパーク等の環境学習の場の整備・管理を行います。

- ・環境学習の場の利活用の推進

森・川・海の恵まれた自然を活かしたイベントや、エコツーリズム等による環境学習の機会を増やします。

◆環境に配慮した行動の推進

- ・環境に関する情報の発信

環境に関する情報を発信し、環境に配慮した行動の普及・啓発を図ります。

④ 主な取り組み

内容	市	市民	事業者	滞在者
三陸ジオパーク、木の博物館等の整備と管理	●	●	●	
自然観察会等の実施・参加	●	●	●	●
エコツーリズム等への参加	●	●	●	●
各種メディアを使った情報発信	●	●	●	

⑤ 環境管理指標

指標	【参考値】 2018(平成30) 年度	【現状値】 2023(令和5) 年度	【目標値】 2030(令和12) 年度	関係部署
ア. 環境情報発信数	67件/年	52件/年	60件/年	環境課 各課
イ. 自然観察会等参加者数	1,705人	2,158人	2,500人	環境課 各課

【目標値の考え方】

ア. 月5件以上の発信数を指すもの

イ. 参加者数の増加を指すもの

(6) 環境施策を推進する体制と人材の確保

① 解決すべき課題

環境課題の解決には、有識者、環境の活動経験者、教育関係者、NPO 法人等幅広い分野の人材や団体との連携が求められています。

また、幅広い知見を活用するため、専門性のある人材や団体の確保・育成が求められています。

② 基本施策

環境情報を市民・団体と共有し、連携体制を構築します。

また、環境活動に取り組む人材や団体の確保と育成を進めます。



③ 具体施策

◆環境情報の共有、連携体制の構築

- ・市民・団体との連携体制の構築

市、市民、団体の連携体制を構築し、滞行者も含めた環境情報の共有を図ります。

- ・県・他市町村との連携体制の構築

環境関連の施策等において、県・他市町村と連携して取り組みます。

◆環境活動に取り組む人材や団体の確保と育成

- ・環境活動に取り組む人材や団体の確保

環境に関する取り組みを実践する人材や団体の確保と育成を行います。

- ・環境学習指導者の育成

市内の環境団体の連携・強化を図り、環境学習指導者の育成に取り組みます。

④ 主な取り組み

内容	市	市民	事業者	滞行者
地球温暖化対策地域協議会等の活用	●	●	●	
環境カウンセラー ¹⁾ 、環境アドバイザー ²⁾ 、地球温暖化防止活動推進員 ³⁾ 、自然環境保全専門員等の活用	●	●	●	
環境に関する講演会・セミナー等への参加	●	●	●	●

⑤ 環境管理指標

指標	【参考値】 2018(平成30) 年度	【現状値】 2023(令和5) 年度	【目標値】 2030(令和12) 年度	関係部署
ア. 地球温暖化対策地域協議会加入者数	33人・団体	31人・団体	50人・団体	環境課
イ. 環境に係わるリーダーの登録人数 (実人数)	3人	2人	3人	生涯学習課
ウ. 環境カウンセラー、環境アドバイザー、地球温暖化防止活動推進員の登録人数(延べ人数)	延べ11人	延べ8人	延べ15人	環境課

【目標値の考え方】

- ア. 加入者数の増加を目指すもの
- イ. 登録人数の増加を目指すもの
- ウ. 登録人数の増加を目指すもの

- 1) 環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、市民や事業者等の環境保全活動に対する助言を行う人材として、環境省が認定する有識者
- 2) 県民が環境保全に向けた取り組みを実践するためのアドバイザーとして岩手県が委嘱する、環境問題に知見のある人
- 3) 地球温暖化に係る普及啓発及び対策の推進のため岩手県が委嘱する、地球温暖化対策に知見のある人

第6章 計画の進行管理

1. 推進体制

本計画の推進にあたり、以下の体制で進行状況を管理します。

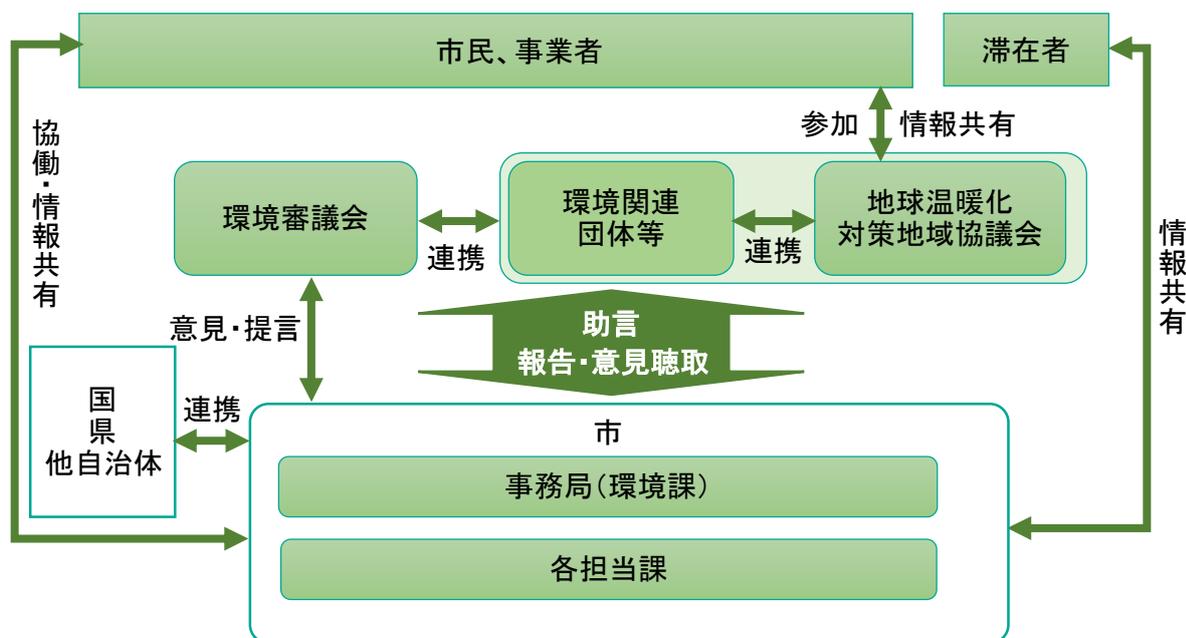


図 6-1 推進体制

◆宮古市環境審議会

本計画の進行管理、施策や事業の推進及び見直しについて、総合的に審議します。

◆宮古市地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策の取り組みの推進組織として、本計画との整合を図りながら、参加団体が地球温暖化対策の取り組みを行うとともに、その他の市民、事業者、滞在者への意識啓発活動を推進します。

◆事務局（環境課）

各環境分野の取りまとめ役として、各課と連携した環境に関する事業の推進を行います。

◆各担当課

本計画に基づき、必要に応じて各個別計画における環境関連の施策の検討や計画の策定を行います。所管分野と環境分野が重なる分野においては、環境課及び各担当課で連携し、事業の推進と情報発信を行います。

◆環境関連団体等

本計画の施策の推進にあたり、必要に応じて分野ごとに専門的な検討を行い、地球温暖化対策地域協議会との連携を図りながら、計画への協力・提案を行います。

◆国、県等

本計画の施策の推進にあたり、共通する広域的な取り組みについて、協力して事業に取り組めます。

2. 進行管理

PDCA サイクルの手法により、継続的な進行管理を進めていきます。①計画の策定(Plan)に基づいて、②施策を実施し(Do)、③進捗状況の点検と結果の公表を行い(Check)、④点検結果を踏まえて取り組みのあり方や計画の見直し(Action)を行います。

また、計画の目標達成状況や施策の実施状況について、進行状況をチェックする環境管理指標をもとに、毎年度点検・整理し、公表します。

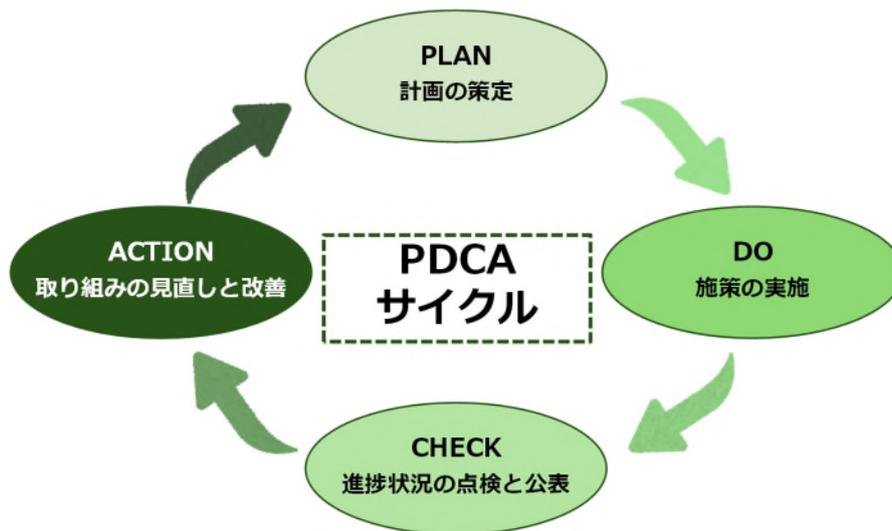


図 6-2 PDCA サイクル



附属資料

1. 策定経過

年 月 日	経 過 内 容

2. 宮古市環境の保全及び創造に関する条例

○宮古市環境の保全及び創造に関する条例

平成18年3月29日条例第20号

改正 平成19年6月19日条例第17号

改正 令和4年1月14日条例第1号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針（第8条・第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策（第10条—第25条）

第4章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制の整備（第26条・第27条）

第5章 環境審議会（第28条—第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体への温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に及ぼす事態に係わる環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係わる被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生していくことを目的として適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、全ての者が公平な役割分担の下に参加し、主体的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることを認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量等、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として物の製造、加工又は販売を行わなければならない。

(1) 製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めること。

(2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に有効な原材料、役務等を利用するように努めること。

(3) 製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるようにすること。

3 前2項の定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとりその事業活動に関し、環境への負荷の低減、その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

（滞在者の責務）

第7条 滞在者は、環境の保全上の支障を防止するため、市の区域における活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針

(施策の策定等に係わる指針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を、将来にわたって良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (4) 自然と調和した潤いと安らぎのある良好な都市景観を形成するとともに、歴史的文化的環境の保全及び活用を図り、快適な生活環境を創造すること。
- (5) 人と自然が豊かに触れ合い、共生することができる環境を確保すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理並びに再生資源の利用等による資源の循環を促進し、環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (7) 地球温暖化の防止その他の地球環境の保全を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮古市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宮古市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮しなければならない。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業

の計画の策定にあたりあらかじめその事業に係わる環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係わる環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 公害の原因となる行為
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(協定の締結)

第14条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(経済的措置)

第15条 市は、民間団体等がその行為に係わる環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、適正な経済的負担を求めることにより民間団体等が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全を図るための施設を整備するとともに、民間団体等によるこれらの施設に係わる事業が推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定める施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係わる環境の保全上の効果が増進されるために、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、民間団体等による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施にあたっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。

(調査及び研究の実施等)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全、地球環境保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集、調査及び研究の実施並びにその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制を整備するように努めるものとする。

(環境の教育及び学習の推進等)

第20条 市は、民間団体等が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全活動の促進)

第21条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係わる回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第22条 市は、事業者がその事業活動に係わる環境への負荷を低減するために自主的に行う環境の保全及び創造に関する方針の策定、体制の整備等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第23条 市は、地球環境保全のため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等と連携し、環境の保全に関する情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(情報の提供)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進のために、必要な情報を適切に提供するものとする。

(意見の施策への反映)

第25条 市は、民間団体等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に的確に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制の整備

(民間団体等との連携)

第26条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、民間団体等との連携体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関し広域的な施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

第5章 環境審議会

(設置)

第28条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、宮古市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第29条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第30条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係団体の役職員

(3) 公募による者

(4) 事業者の代表者

(5) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第31条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第32条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第33条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め説明を聴くことができる。

(庶務)

第34条 審議会の庶務は、エネルギー・環境部で処理する。

(平19条例17・令4条例1・一部改正)

(補則)

第35条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成19年6月19日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和4年1月14日条例第1号)抄

3. 宮古市環境審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日

	氏名	所属
識見者	菅原 省司	環境省環境カウンセラー
	関川 實	宮古市自然環境保全専門委員
	武内 寛	自然保護指導員
	水木 高志	岩手県環境アドバイザー
	池田 理恵	宮古市文化財保護審議会
関係団体 役職員	竹谷 八千代	宮古漁業協同組合女性部
	盛合 敏子	重茂漁業協同組合女性部 部長
	松本 幸枝	田老町漁業協同組合女性部 部長
	西澤 勝美	閉伊川漁業協同組合 副組合長
	中居 克広	宮古地方森林組合 参事
公募	佐々木 真奈美	
事業者	及川 隆一	ホクヨープライウッド株式会社 監査役
関係行政 機関職員	高辻 陽介	環境省東北地方環境事務所 三陸復興国立公園管理事務所 首席国立公園保護管理企画官
	佐々木 和弘	林野庁三陸北部森林管理署 森林技術指導官
	懸田 節	岩手県沿岸広域振興局 宮古保健福祉環境センター 技術主幹兼環境衛生課長

